

平生町告示第56号

平成23年第2回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年2月21日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成23年3月9日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

河藤 泰明君	大井 哲也君
岩本ひろ子さん	田中 稔君
淵上 正博君	藤村 政嗣君
細田留美子さん	柳井 靖雄君
吉國 茂君	平岡 正一君
河内山宏充君	福田 洋明君

3月17日に応招した議員

応招しなかった議員

平成23年 第2回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成23年3月9日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成23年3月9日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成22年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成22年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成23年度平生町一般会計予算
- 日程第10 議案第6号 平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第11 議案第7号 平成23年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成23年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 平成23年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成23年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成23年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 平生町書類送達に関する条例等を廃止する条例
- 日程第19 議案第15号 例規の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第20 議案第16号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 平生町老人医療事業特別会計条例を廃止する条例
- 日程第23 議案第19号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 平生町基金条例
- 日程第25 議案第21号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第22号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例

- 日程第27 議案第23号 平生町心身障害者福祉作業所等の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第24号 田布路木老人集会所等の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第25号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第30 報告第1号 平生町土地開発公社の平成23年度事業計画及び資金計画並びに予算について
- 日程第31 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第32 委員会付託

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(9日間)
- 日程第5 議案第1号 平成22年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成22年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成23年度平生町一般会計予算
- 日程第10 議案第6号 平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第11 議案第7号 平成23年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成23年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 平成23年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成23年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成23年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 平生町書類送達に関する条例等を廃止する条例
- 日程第19 議案第15号 例規の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第20 議案第16号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 平生町老人医療事業特別会計条例を廃止する条例
- 日程第23 議案第19号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 平生町基金条例
- 日程第25 議案第21号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 日程第26 議案第22号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例  
 日程第27 議案第23号 平生町心身障害者福祉作業所等の指定管理者の指定について  
 日程第28 議案第24号 田布路木老人集会所等の指定管理者の指定について  
 日程第29 議案第25号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について  
 日程第32 委員会付託

出席議員（12名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 河藤 泰明君  | 2番 大井 哲也君  |
| 3番 岩本ひろ子さん | 5番 田中 稔君   |
| 6番 淵上 正博君  | 7番 藤村 政嗣君  |
| 8番 細田留美子さん | 9番 柳井 靖雄君  |
| 10番 吉國 茂君  | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 河内山宏充君 | 13番 福田 洋明君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- 局長 藤田 衛君                      書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

- |                        |        |              |        |
|------------------------|--------|--------------|--------|
| 町長 .....               | 山田 健一君 | 副町長 .....    | 佐竹 秀道君 |
| 教育長 .....              | 高木 哲夫君 | 会計管理者 .....  | 岩見 求嗣君 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ..... |        |              | 吉賀 康宏君 |
| 総合政策課長 .....           | 角田 光弘君 | 町民課長 .....   | 安村 和之君 |
| 税務課長兼徴収対策室長 .....      |        |              | 弘中 賢治君 |
| 健康福祉課長 .....           |        |              | 河野 孝之君 |
| 経済課長兼農業委員会事務局長 .....   |        |              | 中本 羊次君 |
| 建設課長 .....             | 洲山 和久君 | 佐賀出張所長 ..... | 山本 俊明君 |
| 学校教育課長 .....           | 福本 達弥君 | 社会教育課長 ..... | 木谷 巖君  |

財務班長 ..... 石杉 功作君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、大井哲也議員、岩本ひろ子議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの9日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は9日間と決しました。

・ ・

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果報告及び地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告は、お手元に配布のとおりであります。これをもって諸般の報告を終わります。

・ ・

日程第4．行政報告

日程第5．議案第1号

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第8．議案第4号

日程第9．議案第5号  
日程第10．議案第6号  
日程第11．議案第7号  
日程第12．議案第8号  
日程第13．議案第9号  
日程第14．議案第10号  
日程第15．議案第11号  
日程第16．議案第12号  
日程第17．議案第13号  
日程第18．議案第14号  
日程第19．議案第15号  
日程第20．議案第16号  
日程第21．議案第17号  
日程第22．議案第18号  
日程第23．議案第19号  
日程第24．議案第20号  
日程第25．議案第21号  
日程第26．議案第22号  
日程第27．議案第23号  
日程第28．議案第24号  
日程第29．議案第25号  
日程第30．報告第1号

議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告並びに日程第5、議案第1号平成22年度平生町一般会計補正予算から日程第29、議案第25号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまでの件を一括議題といたします。

町長から行政報告及び提案理由の説明並びに日程第30、報告第1号平生町土地開発公社の平成23年度事業計画及び資金計画並びに予算についての報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

月日の流れは早いもので、もう年度末の3月を迎えました。私は、ことしの元旦も恒例の大星山での初日の出を迎える行事に参加いたしました。今回は、年末からの寒波の襲来で元旦の未明から県下全域に暴風雪警報が発表され、心配しながらの登山でありました。頂上では、肌を突き刺すような寒さの中、多くの方々が集まっておられました。ボランティアの皆さんの身も心も温まるお接

待を受け、御来光を待ちましたが、今年は、予定時間を大幅にオーバーしての初日の出でありました。空が徐々にダイダイ色に染まり、一気に赤みがあった強い光が差した時の美しさは、いつものことながら、本当にすがすがしい感動を覚えました。町民の皆さんの、ことし1年の御多幸と平生町にとって平穩無事な年であることを祈るとともに、町長として4期目のスタート最初の元旦ということもあり、全力でその職責を果たしていく決意を新たにさせていただいたところであります。

それにしてもことしの冬は、昨年夏のウルトラ猛暑とは真反対に記録的な寒波が続き、異常気象と言える厳寒の冬でありました。異常気象といえば、世界的にも地震を初め洪水、寒波などの自然災害の発生、また異常現象では伝染病などの発生が頻発をいたしております。ここ最近の日本においても、記録的な豪雪を初め、霧島連山の新燃岳の噴火、全国的な鳥インフルエンザの発生など、自然災害や異常現象が後を絶ちません。こうした現象は、まるで地球が悲鳴を上げ、警鐘を鳴らしているかのようであります。自然災害などによる被害を考えると、大きな不安を抱くところでありますが、住民の生命財産を守る立場として、危機管理意識を常にもって対処していきたいと考えております。

こうした状況の中、最近になり、日増しにやわらかい日差しが降り注ぎ、やっと待ちわびていた春の足音が聞こえる季節になりました。特段に寒かったこの冬でありましただけに、この春の到来はうれしい限りであります。

そうしたさなか、平成23年第2回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

このたびの本定例会に御提案を申し上げます議案は、平成22年度補正予算4件、平成23年度予算9件、条例9件、事件3件、同意1件、諮問1件、報告1件でございます。

その前に、今年4月には統一地方選挙が実施されますが、本町も4月24日に議会議員選挙が実施をされます。議員の皆様には、この4年間、熱心に議員活動に取り組み、町政推進に向け、御指導、御鞭撻をいただきましたこと、衷心より敬意と感謝を申し上げます。地方分権、地域主権の潮流の中、地方自治のあり方について、いろいろな議論が出ているところであります。しかしながら、現在の二代表制という制度において、議会と行政が車の両輪として、切磋琢磨しながら役割を果たし、地方自治の本旨に向け取り組んでいくことが今以上に求められていると考えております。今後とも皆様方には、引き続き、御指導いただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

それではまず、わが国の経済状況につきまして、御報告を申し上げたいと思います。

内閣府は2月の月例経済報告で、「景気は持ち直しに向けた動きがみられ、足踏み状態を脱しつつある。ただし、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にある。」と発表いたしました。

また、地域別の景気判断においても、中国地方は「足踏み状態」から「持ち直しの動きが見られる」と上方修正されたところでもあります。こうして、やっと景気が持ち直していくことが期待されているところではありますが、一方では、海外の景気や為替レート、原油価格の動向、また、このたびの中東や北アフリカに広がった民主化の波の影響など、今後の景気が下振れするリスクが存在することも予想されることでもあります。加えて、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念も依然として残っているところでもあります。

また、新卒者の全国の就職内定率におきましても、12月時点で、大卒が68.8%、高卒が77.9%と雇用情勢は依然厳しい状況にあります。

ちなみに、山口県におきましては、この1月時点の新卒者の就職内定率は、大学生が72.6%、高校生が88.5%となっております。この近年においては最悪の状況となっております。社会の閉塞感を強めているところでもあります。

去る1月24日に召集されました第177回通常国会で菅首相は施政方針演説を行い、国づくりの理念として3つのことを提唱されました。1つは、環太平洋連携協定(TPP)の参加の検討と農林漁業の再生を進めるなどの「平成の開国」、2つは、社会保障と税の一体改革を重点とした「最小不幸社会の実現」、3つは、政治とカネの問題に決着をつける「不条理をただす政治」であります。そして、何とか「ねじれ国会」を打開し、方向性に道筋をつけていくため、与野党で熟議の国会としたいという姿勢を示されたところでもあります。しかしながら、国会の状況は御承知のとおり、野党とのすり合わせはおろか、与党内でさえ足並みがそろわず、八方ふさがりの状況が続き、さらに閣僚の辞任が相次ぐなど、まさに混迷の国会となっています。

こうした中、我々を取り巻く地域の経済や雇用情勢は依然として深刻であり、経済対策や雇用確保等は待ったなしであります。「政局から政策へ」、ぜひ国民生活を第一に考えた、歴史に責任もてる国会となることを切に期待したいと思います。

次に、国の予算についてであります。

平成23年度の国の予算は、9兆2千4百11億6千万円で、対前年度比0.1%の増の過去最大の予算となっています。歳入は、国債発行額が4兆4千2百98億0千万円に対し、税収は、4兆0千9百27億0千万円となり、2年連続で国債が税収を上回る異常な事態となっております。歳出では、地方交付税は、1兆6千7百84億5千万円で対前年度比で4.0%の減となっておりますが、出口ベースでは、2.8%の増額となっております。昨年6月に決定された「財政運営戦略」に基づき、成長と雇用や国民生活を重視し、「新成長戦略」やマニフェストを実施することを基本として編成されたといえます。

特に、国の予算編成基本方針の重要政策にある、「子育て支援」「農業予算」「雇用対策」「一括交付金」の4つについては、子ども手当の3歳未満の支給額拡充、戸別所得補償の拡充、雇用対

策として就職支援対策の拡充、地方を元気にする一括交付金の創設など「元気な日本復活特別枠」が盛り込まれた当初予算となっております。民主党政権となり1から取り組んだ新年度予算ということで、閉塞感に覆われている状態を打破する意気込みで編成されたということですが、現在の通常国会での審議が混迷している状況に陥っているのは御承知のとおりであります。

新年度予算案については、3月1日未明に衆議院で可決し、憲法の規定によって年度内成立が確実になったところでありますが、予算関連法案の年度内成立の見通しは立っておりません。このままの状態で行くと、日本の未来にも国際的にも良いはずはなく、ますます国民生活に影響が出てくることになると思います。地方にとっては、何とか与野党間で現状を打開し、合意形成を図って影響を最小限に食い止めてほしいものと考えております。

次に地方財政計画についてであります。

この地方財政計画は、地方自治体の新年度予算編成の目安となるもので、1月28日に閣議決定をいたしております。平成23年度の地方財政計画の規模は、総額8兆5,200億円で、対前年度比0.5%の増となり、3年ぶりの増加となっております。

歳入では、地方税収が企業実績の回復を見込み、3兆3,037億円前年度対比2.8%の増で、地方交付税は、先ほど述べましたように、出口ベースでは、新たな歳出の特別枠に対応した別枠加算などにより、1兆7,734億円の2.8%の増で、4年連続の増加となっております。この地方財政計画につきましても「財政運営戦略」に基づき、地方の一般財源総額について前年度並みが確保されております。

なお、一般財源総額の中の、財源不足に対応する赤字地方債であります臨時財政対策債におきましては、昨年度より減少しているものの、引き続き、借入金に依存した厳しい財政運営措置となっているところであります。

次に、県の予算についてであります。

県知事は、2月15日に新年度予算案を公表いたしました。一般会計は総額で7,464億円で、対前年度比で5.0%の増と、2年ぶりの増加予算となっております。県政の指針であります「やまぐち未来デザイン21」の実行計画である「住み良さ日本一元気県づくり加速化プラン」に基づく諸施策や来年3月末の県の3公社廃止などの改革関連経費などを盛り込んだ「総仕上げに向けた積極型の予算」ということでもあります。財源不足は248億円ということで、この不足額については、基金の取り崩しを初め、寄付金や財産の売却などで充当するということではありますが、県財政も依然厳しい状況に変わりありません。

こうした国や県の状況ではありますが、当然、私は首長として町民の生活を守る立場で、全力を尽くしていかなければなりません。今後も地方財政の充実・強化に向け、国や県の動向を注視しながらも、議会の皆さんのお力も借りながら、言うべきことは言い、やるべきことはやっけていかなければ

ればいけないという決意でありますので、引き続きよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上のような諸情勢を背景に本町の予算編成に取り組んできたところであります。平成23年度は、本町のまちづくりの羅針盤であります「第四次総合計画」のスタートの年でありますので、初年度としての計画の実践、そして将来にわたって持続可能な行財政基盤を構築することに主眼をおき、平成23年度のテーマを「住み良さを「きずな」で結ぶまちづくり」と定め、予算編成に当たりました。

現在の「ねじれ国会」のなか、予算編成時には不透明な部分が多く、手探りの状態で編成作業となりましたが、国、県の動向を見ながら、情報収集に努めて対応してまいりました。こうした状況の中で、歳入におきまして町税は、なお一層厳しい状況が予想され、特に景気の低迷や高齢者人口の増加に伴い、生産年齢人口の減少による個人住民税の減少は回避できない状況であります。

また、地方交付税については、国の予算において昨年より増額されておりますが、本町においては国勢調査人口の減少により伸びが見込めない状況であります。

さらに、扶助費などの社会保障関係経費の自然増や公債費などの義務的経費や他会計への負担金、繰出金等の固定経費の増加などにより財政運営は引き続き厳しい状況であることに変わりありません。

しかしながら、われわれ自治体としての果たすべき使命は、住み良さが実感できる地域をつくることでもあります。「第四次平生町総合計画」のスタートの年度に当たり、この計画の理念を念頭に、より一層の経費削減に努め、町民のニーズを的確に反映した、効率的で効果的な予算編成とするよう指示し取り組んできたところであります。

それでは、新年度予算の概要について申し上げます。

平成17年度から、50億円を下回る予算編成が続いているところでありますが、このたびも、「堅実型」の予算組みとなっております。一般会計の予算は、対前年度比1.9%増の48億4,150万円であります。

まず、歳入であります。町税につきましては、固定資産税などは、ほぼ横ばいとなっておりますが、高齢者人口の増加や景気の低迷の影響で給与所得の大幅な減少により個人住民税につきましては大きく減少しております。その影響で町税全般においては昨年度比で4.6%の減少となっております。自主財源の確保に向け、今後においても、公平・適正な賦課徴収に努めていきたいと考えております。

地方交付税におきましては、国の予算は22年度比較で2.8%、4,800億円増加しているものの、普通交付税については、ほぼ前年度並みと見込んでおりますが、特別交付税の法定割合が見直しをされることから、交付税全体では、約700万円、0.4%減少するものと予想いたしております。その他、国庫支出金の増加は、主には子ども手当の3歳未満の支給額の増加に伴うもの

であります。

繰入金につきましては、町税の減収や一般財源の需要の増加に対応するため、財源不足を賄うために財政基金から6,900万円を繰り入れいたしております。

町債につきましては、建設事業等の特定財源や臨時財政対策債として、前年度比35.7%、2,490万円増加をいたしております。

次に、歳出であります。

まず、一般会計全体の工事請負費であります。漁村再生交付金事業やため池等建設事業の終了により対前年度比12.4%減の約2億200万円となっているものの、このたびの22年度2月補正予算においてお願いしております「きめ細かな交付金」と「住民生活に光をそそぐ交付金」事業を合わせますと、23年度の実質工事請負費は約2億3,500万円となり、ほぼ前年度並みとなっております。

そのほか、子ども手当の増額などの扶助費や、住民基本台帳法改正のための住民情報システム改修経費、障害サービス費負担金の増加や国民健康保険事業や介護保険事業の特別会計への繰出金や公債費などが予算の中で大きなウエイトを占めているのが現状であります。

なお、その他の歳出につきましては、後ほど改めて御説明を申し上げさせていただきたいと思っております。

また、特別会計全体におきましては、国民健康保険事業や介護保険事業において給付費の増加に伴い予算規模は拡大しております。特別会計全体では、対前年度比6.3%増の37億4,781万4,000円となり、町の全会計の合計では、対前年度比3.8%増、85億8,931万4,000円となっております。

次に、平成23年度のテーマであります「住み良さを「きずな」で結ぶまちづくり」をもとに、5つの実践テーマによる予算案となっておりますが、そのテーマに沿って御説明を申し上げます。

まず、1つの柱は「みんなで創る元気なまちづくり」であります。「協働」のまちづくりは、住み良さが実感できるまちづくりや少子高齢化対策には不可欠な、行政としての大変重要な取り組みであります。これまでも町民の方々の御理解と御協力をいただき、自治会活動や地域活動への積極的な支援など、地域との協働関係の構築に取り組んできたところであります。更に平成22年度からは自治会活動交付金を拡充をして、さらなる取り組みを行ってきたところであります。今後の大きな課題であります協働のまちづくりについて、この主体となる住民を初め、住民団体、自治会、企業、行政それぞれが役割を果たすことのできる基本的なルールとなる「まちづくり条例」、仮称でありますけれども、「まちづくり条例」の制定に向けた取り組みをスタートしたいと考えております。

このほか、要援護者の台帳整備を初め、見守りや拠点整備の取り組みとあわせ、そのシステムを

構築し、ネットワークを共有するため「地域見守りネットワーク整備強化事業」や「地域福祉支援システム整備事業」を実施することといたしております。

また、本年度、「おいでませ！山口国体、山口大会」が開催をされますが、本町においては、デモンストレーション競技として「電動車椅子サッカー競技」が行われます。大会当日に向け、町を挙げて盛り上げていきたいと考えております。

次に、2つ目の柱は、「快適で住み良いまちづくり」であります。まず、地域の安全・安心の確保であります。ソフト面として、自主防災組織の組織率の向上を初め、自主防災組織の訓練や平成22年度からスタートいたしました「防災メール発信事業」の加入促進など、引き続き、取り組んでいきたいと思っております。ハード面としては、老朽化しております地域の防災行政無線のスピーカーの改修を実施をします。

また、災害に強いまちづくりのために、「危険ため池整備事業」や海岸高潮対策の施設であります中川と曾根の両排水機場の改修に伴う県事業負担金などを計上いたしております。住民福祉の増進を目指して、さまざまな事業を展開をすることといたしておりますが、新たに、介護認定の要支援、要介護の方に対する外出支援の一環として「介護サポートタクシー事業」やひとり暮らしや高齢者のみの世帯に対し、家事の支援をする「生活サポート事業」を実施することといたしております。

また、快適なまちづくりには、インフラの整備が不可欠であります。引き続き、道路、河川、上水道、下水道など、住環境整備に取り組んでまいります。

なお、新たに、地域経済の活性化を目的に、生活基盤となる民間住宅の住環境の改善支援策として、「住宅リフォーム資金助成事業」を実施することといたしております。

次に、3つ目の柱は、「子どもたちの夢を育むまちづくり」であります。

まず、少子高齢社会の中で、子供たちの育成は重要な課題でありまして、子育てに要する保護者の経済的負担の軽減や子供を生み育てることに喜びと充実感が持てるよう、子育て支援をしていくことなど、きめ細かな施策が必要であります。子供たちの疾病予防対策として、子宮頸がん予防ワクチン接種を初め、ヒブワクチン接種、小児用肺炎球菌ワクチン接種事業など実施をいたします。

なお、小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンの接種事業につきましては、厚生労働省から3月4日付で、同時接種後の死亡報告と接種の一時的見合わせについて連絡がありました。3月5日付で町内の医療機関に対して、当ワクチンの接種を見合わせるよう指示をしたところでございます。今後におきましては、国の専門家会議の結果を踏まえて適切に対処してまいりたいと考えております。

また、光市が実施をしております病児・病後児保育事業に新たに加入するとともに、各種保育サービスや母子保健対策事業を柱に子供の健全な育成や保護者の就労支援、母子の健康支援といっ

た子供と親が健やかに暮らすことのできる環境整備を進めていきたいと考えております。

教育におきましても、将来を担う子供たちが、豊かな心と健やかな体を育むための環境づくりを初め、確かな学力育成のための体制づくりや安全・安心な教育環境の整備、また家庭と地域がつながり信頼される学校の創造など、引き続き取り組みを進めてまいりたいと思います。

なお、学校耐震化につきましては、平成21年度、22年度の2カ年にわたり、大変有利な財政措置を活用し平生小学校普通教室棟と平生中学校体育館を整備をいたし、耐震化率も向上しております。今後におきましては、平成23年度は次期学校耐震化事業の検討を行うこととし、平成24年度から整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、4つ目の柱は、「魅力と活力あふれるまちづくり」であります。

魅力と活力のあるまちづくりには、本町の産業の育成・支援を初め、特性を生かした地域資源の開発や自然環境の整備が必要不可欠でありまして、引き続き、取り組んでいくものであります。農業や水産業においては担い手の育成、確保を関係機関と連携しながら実施をしてまいります。

また、農業体験農園につきましては、今後においても継続して実施し、一人でも多くの方に農業に興味をもっていただき、遊休農地の解消や農業の生産につなげていきたいと思っております。

なお、農業振興において有害鳥獣による農業被害は年々深刻化しているため、被害対策について総合的に実施をしてまいりたいと思います。

また、環境対策として、平成22年度に、地球温暖化対策推進基金を新たに創設し、それを財源に、太陽光発電システム設置助成制度を設け、取り組んでまいりました。平成23年度においても引き続き、この事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、5つ目の柱であります「健全な財政で未来につなぐまちづくり」についてであります。

まずは、「第四次平生町総合計画」及び「第五次行政改革大綱」の取り組みを着実に進めていきたいと考えております。総合計画については、新年度から第四次の計画がスタートいたしますが、当計画の理念を念頭に、将来にわたって持続可能な行財政基盤を構築していきたいと考えております。あわせて、第五次行政改革大綱を実践することにより、地方分権、地域主権時代にふさわしい自立した自治体を目指してまいりたいと思っております。そのため、起債残高の減少、基金残高の増加など、財政基盤の強化や、安定的な歳入の確保と経費節減には引き続き努めてまいりたいと思っております。

以上、5つの柱の基本的な考え方を申し上げましたが、後ほど、議事日程に基づき、それぞれ個別に御説明を申し上げたいと思っております。

次に、12月定例会以降の諸般のことを中心に、「行政報告」として触れてみたいと思います。

まず、防災関係について2点御報告をします。1つは、防災メール発信事業であります。この事業は、個人の携帯電話やパソコンなどからの登録で、防災に関する情報などをメールで配信する

サービスでありまして、今年の1月15日からサービスの運用を開始しております。配信される情報は、地震情報、津波、大雨などの気象情報、避難勧告、安全安心情報の地域情報などでありまして、住民の皆さんを災害から守ることを目的としております。3月1日現在の登録者は、179件となっておりますが、今後も登録者の加入促進の啓発を進めていきたいと思っております。

2つ目は、災害時要援護者世帯に対する火災警報器設置の支援事業であります。平成23年6月1日までに設置が義務付けられているこの火災警報器について、本町では平成21年度から災害時要援護者世帯に対し火災警報器設置の補助に取り組んできたところであります。平成22年度の現在までの設置は、84世帯の161基となっております。補助制度は平成22年度で終了いたしますが、なによりも火災から人命を守るため、今後とも引き続き、設置の啓発を実施をしていきたいと考えております。

次に、電源立地地域対策交付金についてであります。去る2月24日、県は上関原子力発電所建設予定地周辺の自治体に配分される国の電源立地地域対策交付金（促進対策分）について、陸域隣接である平生町、柳井市、隣々接である光市、田布施町、周防大島町の2市3町への配分額を決定し、発表したところであります。着工予定年度の2012年度から11年間に交付される計約86億円を、立地地点との関係、地勢等の自然条件、社会条件、財政力等を勘案し、客観的指標により県が配分を決めたものであります。平生町への配分額は約21億5,600万円でございます。この交付金の活用にあたりましては、23年度からスタートします第四次総合計画の理念をベースに、安全安心のまちづくりや、少子高齢化対策など住民福祉の向上と地域の活性化につながるように取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、住宅用太陽光発電システム設置費助成事業についてであります。平成22年度から新規事業として導入しましたこの事業は、地球温暖化対策の一環として、風力発電に伴う固定資産税の一部を原資に基金を積み立て、町独自の取り組みとして推進してきたところであります。計画全体では、3カ年で110基分の助成を行おうとするもので、初年度には2度補正予算の承認をいただきました。町民の環境への関心が高く11月1日には予定の募集数35基、実際には、1基辞退があり実績は34基になりましたが、募集数に達し、本年度の募集を締め切ったところであります。新年度におきましても、本年度と同程度の予算措置をさせていただき、温暖化対策に寄与していきたいと考えております。

次に、町立保育園の民営化についてであります。町立保育園の民営化に当たり、去る1月18日と20日に、平生保育園と宇佐木保育園の保護者の皆様にお集まりをいただき、町内の保育園の現状や町立保育園の統廃合について御説明をしたところであります。また、欠席をされた保護者の皆様に対しても、保護者説明会の配布資料や概要について情報提供をし、御理解いただくよう取り組んでまいりました。出席者の御意見や保護者から伝わってまいりますお話などを総括いたしますと、

今のところまだ具体的な案が見えてないことや保育士がすべて変わるために心配されておられるような点もありますが、大方の保護者の皆様には、民営化の方向に対しましては、前向きな考え方で受けとめられていると判断しております。このため、町立保育園のあり方につきましては、具体的には、平成25年度末をもって平生保育園と宇佐木保育園は廃止をし、新たな園は民設民営とし、社会福祉法人が施設整備を行い、開設時期は平成26年度からとしたいと考えております。

なお、本方針につきましては、広報等で周知をまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、有害鳥獣対策についてであります。有害鳥獣の被害対策につきましては、町内全域に被害が広がっていることから、わな猟狩猟免許取得費用の助成を行い捕獲者の確保に取り組んだところでもあります。また、防除柵等設置する費用の一部を助成する事業も行っていました。今年度はイノシシ被害が急激にふえて、特に水稻被害が著しくふえ、防除柵設置事業を活用される農家がふえたところであります。このことを踏まえ、今後におきまして、免許取得費用の助成金の見直しを行い捕獲者の確保、育成を図りながら、捕獲用箱わななどの貸し出し等も行い被害対策の強化に取り組んでいきたいと考えております。

次に、学校耐震化についてであります。学校耐震化におきましては、先般、議員の皆様にも御出席をいただき開催をさせていただきました平生小学校新校舎見学会には、約300名の見学者があり、温か味のある施設や設備に皆さんが驚かれていたようであります。初めて新校舎に入った児童からは、広い廊下やきれいな教室に感嘆の声が上がり、「大変喜んでおります。今では落ち着いて新校舎での授業をしております。」学校から報告を受けております。平生中学校体育館におきましても、明日、改修になった体育館において、卒業式が挙行されることとなっております。

この平生小学校普通教室棟並びに平生中体育館の耐震化事業におきまして、平成21年、22年度の2カ年事業として取り組んで参ったところではありますが、厳しいスケジュールの中ではありましたが、議員の皆様のご御理解と御協力により、予定どおり工期内に無事完成を見たところでございまして、改めてここに厚くお礼を申し上げます。学校耐震化につきましては、子供たちや地域の安全・安心のために引き続いて取り組んでいかなければいけない重要課題でありまして、今後とも取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

以上、12月定例会以降の主な諸般について、「行政報告」として報告をさせていただきました。それでは、御提案いたしました各議案につきまして、順を追って御説明を申し上げます。

まず、議案第1号平成22年度平生町一般会計補正予算であります。補正額といたしましては、798万2,000円を減額をいたしまして、予算総額は50億4,218万2,000円となるものであります。

歳出の主なものより申し上げます。

17ページの議会費では、それぞれ確定あるいは確定見込みによりまして減額するものであります。

18ページの庁舎管理費では、公用車の購入につきまして、入札結果により減額をいたすものであります。

19ページの企画振興費では、地方バス路線維持対策費補助金を計上いたしております。

財務財産管理費におきましては、各費目の減額に伴いまして一般財源の余剰分を財政基金への積立金として計上いたしております。

20ページの賦課徴収費では、委託料の実績により減額をいたすものであります。戸籍住民基本台帳費では、公的個人認証機器更新業務につきましては、製品開発業者のソフトウェアの開発が遅れ、契約まで至らなかったことにより、22年度におきまして事業実施ができなかったため、減額をいたすものであります。

21ページの町長選挙費では、選挙準備経費を除き、減額いたすものであります。

22ページの統計調査総務費では、各種統計調査の終了により実績に基づきまして、減額あるいは増額をいたすものであります。老人福祉総務費の老人保護措置費におきましては、入所者数の実績により減額をいたすものであります。

23ページの介護保険事業勘定特別会計への繰出金は高額介護サービス費の増額に伴いまして、町負担分を増額するものであります。児童措置費では、実績に基づきまして子ども手当を減額いたすものであります。保育所運営費では、実績見込みに基づきまして減額あるいは増額をいたしております。

24ページの母子衛生費の妊婦診査や、健康づくり推進事業費の各種検診につきましては実績見込みによりまして減額をいたすものであります。環境衛生費の浄化槽設置整備事業費におきましては、当初予算で26基分計上いたしておりましたが、実績が14基でありますので、減額をいたすものであります。また、太陽光発電システム設置費補助事業におきましては実績によりまして、減額をいたすものであります。清掃費の周東環境衛生組合への負担金につきましては、周東環境衛生組合の補正予算に基づきまして平生町負担分を減額いたすものであります。

25ページの土地改良事業費では、川久保ため池整備事業の完了により減額をいたすものであります。漁港建設事業費の工事請負費は漁村再生交付金事業の事業終了により実績に基づきまして減額をいたすものであります。

26ページ道路橋梁新設改良費の県道路改良事業負担金については、県事業の実績によりまして減額いたすものであります。

27ページの港湾建設費では県が事業実施できなかったことにより県港湾整備事業負担金を減額いたすものであります。

28ページの消防施設費では、佐合島の旧消火栓の撤去費を実績によりまして減額いたすものであります。

29ページの中学校費の給食費では、調理員の休職に伴う代行調理員の賃金を計上するものであります。公民館費では池坊山口県連合支部からの寄附金を活用し、花台、花の台を購入するものであります。

30ページの保健体育総務費では、実績によりまして報償費を減額いたすものであります。平成22年農業用施設災害復旧費では、実績によりまして工事請負費を減額するものであります。

31ページの上水道企業費の水道料金低減対策事業につきましては、水道事業高料金対策事業費県補助金の確定に基づきまして増額するものであります。渡船事業費におきましては、国庫補助金の減額確定によりまして不足分を田布施町と平生町がそれぞれ負担するものであります。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。10ページからであります。

民生費負担金につきましては、老人保護措置の入所実績数に基づきまして減額するものであります。

11ページから14ページにかけての、国庫支出金及び県支出金につきましては、歳出において御説明をいたしました事業に伴います特定財源であります。実績に基づきまして減額あるいは増額をいたしております。寄附金の一般寄附につきましては、ふるさと納税によるものであります。

15ページの特定寄附金は、歳出のところで御説明しました、池坊山口県連合支部からの寄附金であります。基金繰入金につきましては、太陽光発電システム設置費補助事業の実績に基づきまして減額をいたすものであります。諸収入の雑入であります。市町村振興宝くじ交付金につきましては宝くじの売上金の一部が配分されるものでありまして、町単独事業への財源となるものであります。ニューメディア推進基金返還金はニューメディア推進基金の一部処分による返還金であります。国体関連施設整備支援事業につきましては、9月補正で事業費を計上いたしております体育館裏の倉庫の工事費の特定財源であります。山口県市町村振興協会から事業費の2分の1が助成されるものであります。

16ページの町債では、各事業の確定見込みによりまして減額をいたすものであります。前に戻りまして、6ページ、第2表の繰越明許費につきましては、海岸保全施設整備事業と平成22年度2月補正で計上いたしております、きめ細かな交付金事業と住民生活に光をそそぐ交付金事業の翌年度への繰越事業分でございます。

7ページの第3表、債務負担行為補正につきましては、平成23年度から25年度までの期間におきまして、平生町老人福祉センター管理運営業務と平生町心身障害者福祉作業所管理運営業務につきましては、新たに指定管理者制度に基づきます債務負担行為を設定いたすものであります。

第4表、地方債補正につきましては、先ほどの歳入で御説明いたしました地方債の減額によりまして、起債額を変更するものであります。

なお、32ページから34ページにかけて給与費明細書、35ページに債務負担行為に関する調書、36ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

以上で、議案第1号平成22年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。今回の補正額は、1,809万4,000円を追加いたしまして、予算総額は16億3,957万7,000円となるものであります。

歳出であります。8ページの一般管理費につきましては、70歳以上の負担割合が据え置きになることへの周知に係る消耗品や印刷製本などに係る費用を計上いたしております。全額国庫で財源措置をされるものであります。連合会負担金につきましては、レセプト審査のオンラインに伴う電算整備のための負担金を計上いたしております。これについても特別調整交付金で措置されるものであります。

9ページにかけての保険給付費につきましては、実績見込みによりまして、増額をいたすものであります。

10ページの保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、確定見込みにより減額をいたすものであります。

続きまして歳入について御説明申し上げます。6ページの高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、歳出の一般管理費で御説明いたしました国庫財源でございます。

療養給付費交付金につきましては、保険給付の増加に伴いまして追加をするものでございます。

7ページの国民健康保険事業基金繰入金につきましては、保険給付費の財源不足を調整するために繰り入れるものであります。

続きまして、議案第3号平成22年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。今回の補正額37万8,000円を追加いたしまして、予算総額は8,806万1,000円とするものであります。

歳出につきましては8ページでございます。需用費の修繕料につきましては、マンホールポンプ通報装置無線機の交換に要する経費を計上いたしております。

歳入につきましては、7ページでございます。歳出の増額補正に伴う一般会計の繰入金を追加計上するものであります。

4ページの繰越明許費は、平成22年度2月補正で計上いたしました、きめ細かな交付金事業で実施をいたします。管渠布設事業につきまして翌年度に繰り越しまして、事業実施をするもの

であります。

続きまして、議案第4号平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。今回の補正額1,069万6,000円を追加いたしまして、予算総額は10億4,604万円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。保険給付費の高額介護サービス費につきましては、給付見込みにより増額いたすものであります。介護給付費準備基金積立金につきましては、平成21年度の調整交付金の過少交付に対する特別調整交付金の基金への積み戻しであります。地域支援事業費の介護用品支給事業につきましては、給付見込みによりまして増額をいたすものであります。

歳入につきましては、6ページでございます。調整交付金の特別調整交付金は平成21年度の過少交付に伴うものであります。一般会計繰入金につきましては、給付費の増額による追加分でございます。介護給付費準備基金繰入金は、給付費の財源不足を調整するため繰り入れるものであります。

引き続きまして、議案第5号.....。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午前10時10分から再開いたします。

午前9時50分休憩

.....  
午前10時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 引き続きまして、議案第5号平成23年度平生町一般会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、議案とともに、平成23年第2回平生町議会定例会資料をお配りいたしておりますが、この資料の2ページに平成22年度との款別比較、並びに3ページに予算節別分析を明記しておりますので、予算書とあわせてごらんいただきたいと思います。

一般会計の予算総額は、48億4,150万円でありまして、前年度対比1.9%の増額となっておりますが、これは主に住民基本台帳法改正に伴う住民情報システムの改修経費や平成23年度の子ども手当改正による増額、子宮頸がん等の予防接種経費、中川・曽根排水機場改修負担金などによるものであります。それでは、主要事業や新規事業を中心に歳出から御説明を申し上げます。

35ページからのまず議会費につきましては、8,303万8,000円で前年比2,029万円の増額であります。この増額した要因は、平成23年6月1日をもって、地方議会議

員年金制度が廃止となることを受け、現職議員からの掛金はなくなるものの、経過措置として、現職議員の標準報酬総額に応じた地方公共団体が公費で負担することとなったものによるものであります。

37ページからの総務費では、6億4,329万3,000円前年度対比3.5%の増額となっております。この主な要因といたしましては、住民基本台帳法改正による住民情報システムの改修経費によるものであります。一般管理費では、まちづくり条例の策定に向けた取り組みとして、学識経験者や各種団体の代表者などで組織する、まちづくり協議会への委員報償費や専門家を招いての講演会や先進地視察に要する経費などを計上いたしております。また、昨年度から実施をいたしております、自治大学校への研修参加経費も計上いたしております。また、職員研修の研修先として平成23年度からは日本経営協会が福岡地区で開催いたしております行政管理研修を中心に実施したいと思っております。自治会活動費交付金につきまして、地域活動の活性化を目指して、引き続いて計上いたしております。

40ページからの情報通信費ですが、新規事業といたしまして、住民基本台帳法の一部改正が平成21年7月に公布され、外国人登録法を廃止し、住民基本台帳に一本化することに伴いまして、住民基本台帳システムを初め、関連するシステムの改修経費を計上いたしております。

42ページから43ページにかけましての庁舎管理費でございますが、新規事業であります、行政無線のスピーカーの修繕料を計上いたしております。公用車の借上料につきましては、新規2台分を含めて計上いたしております。また備品購入費につきましては、公用車1台のリース期間が満了するため、契約に従い、残存価格で買い取るものであります。

43ページから44ページの企画振興費ですが、路線バスなど公共交通機関の維持確保や高齢者、児童・生徒や障害者などの移動手段として新たな交通体系の模索が喫緊の課題となっていることから、地域の生活交通を見直し、再構築することを目的に、生活交通活性化計画策定に向けた準備会を設置することといたしております。また、岩国錦帯橋空港利用促進協議会の負担金を計上いたしております。

45ページから46ページにかけての交通安全対策費でございますが、工事請負費として、カーブミラーやガードパイプ、通学路灯設置費を計上いたしております。

47ページから48ページにかけての賦課徴収費では、委託料で町税計算業務や土地鑑定総合評価業務などを計上いたしております。

48ページから49ページの徴収対策費では、備品購入費としてタイヤロック装置の購入を計上いたしております。この装置は滞納者の車のタイヤに装置をセットし、移動できなくなるものであります。これにより自動車の差押えを実施するものであります。

51ページから53ページにかけての選挙費では、平成23年度に予定されております山口県

議会議員選挙と町議会議員選挙及び農業委員会委員選挙について所要の経費を計上いたしております。

54ページから55ページの統計調査費では、平成24年2月に実施する経済センサス活動調査に要する経費を計上いたしております。

56ページにかけての監査委員費につきましては、町村監査委員全国研修会への参加経費を計上いたしております。

56ページからの民生費につきましては、14億1,776万円でありまして、前年度と比較いたしますと5.8%の増加となっております。この主な要因といたしましては、子ども手当の支給額の改定によるものと介護保険事業勘定特別会計への繰出金の増加であります。

56ページから57ページにかけての社会福祉総務費では、平成22年度の国の1次補正予算で計上された介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金により県で創設された基金からの財源により実施をする、地域見守りネットワーク整備強化事業においては平生町社会福祉協議会へ事業委託を行い、地区社協や地域の輪作り運動などへの活動支援や研修会の開催などの意識啓発や、いきいきサロンの活動支援などの事業を実施いたします。また、地域福祉支援システム整備事業として、要援護者の台帳作成や災害時における安否確認作業などを支援するシステムの構築をするものであります。また、社会福祉協議会への補助金としては、地域福祉権利擁護事業の活動費を含めて計上いたしております。その他、国保会計への繰出金が主なものであります。

58ページから60ページにかけての老人福祉総務費につきましては、敬老会行事を初めとした継続事業に要する経費を計上いたしておりますほか、新規事業といたしまして、扶助費の介護サポートタクシー事業と生活サポート事業があります。介護サポートタクシー事業は要支援、要介護認定者で、外出困難な方へタクシー利用のチケットを交付するものであります。生活サポート事業は、65歳以上のひとり暮らしの方や75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に家事援助サービスの利用補助券を交付するものであります。その他、介護保険事業勘定特別会計への繰出金が予算額の半数以上を占めております。

61ページにかけての福祉医療対策費では、福祉医療費の支給に要する経費を計上しております。また、継続事業といたしまして、後期高齢者医療制度の被保険者を対象として、人間ドックの費用助成のための経費を計上いたしております。そのほか、後期高齢者医療療養給付費負担金や後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

63ページにかけての障害者福祉費であります。障害者自立支援法関係経費につきましても引き続きそれぞれ計上いたしております。また、委託料として障害者福祉サービス事務処理システムの改修業務を計上いたしております。その他、旧法指定施設が新体系サービスへ移行した場合の事業運営の安定化を図るために、移行時運営安定化事業補助金を計上いたしております。扶

助費の福祉タクシー事業では、従来48枚交付しておりましたタクシーチケット券を透析通院患者のうち、自動車税等の減免を受けておられない方へは、96枚交付をすることといたしております。

64ページにかけたの児童福祉総務費では、子ども手当の支給額の変更によりますシステム改修経費を計上いたしております。

65ページにかけたの児童環境づくり推進事業費では、継続事業といたしまして、児童クラブ事業や子育て支援センター事業の運営費を計上いたしております。

児童措置費では、3歳未満児に対しての子ども手当の支給額が2万円に増額されることを含めまして所要の経費を計上いたしております。

67ページにかけましての保育所運営費では、入園実績を勘案して、町立保育園3園の運営費と法人保育園委託料を計上いたしております。

69ページからの衛生費につきましては、3億3,741万1,000円でありまして、ほぼ前年度並みとなっております。

69ページから70ページにかけたの保健衛生総務費では、柳井地域広域救急医療事業や柳井医療圏救急医療施設運営費の負担金などを計上いたしております。

72ページにかけましての母子衛生費では、継続事業といたしまして、乳幼児健康診査や妊婦健康診査の所要の経費を計上いたしております。また、不妊治療費助成事業につきましては、引き続き取り組むことといたしております。予防費の委託料では、乳幼児や児童・生徒の予防接種、高齢者のインフルエンザ予防接種につきましては、所要の経費を計上いたしております。国の1次補正により平成22年12月補正で計上いたしました、子宮頸がん予防ワクチン接種事業、ヒブワクチン接種事業、小児用肺炎球菌ワクチン接種事業を当初予算で計上いたしております。

73ページにかけたの健康づくり推進事業費では、継続事業といたしまして、各種検診業務や女性特有のがん検診事業の所要の経費を計上いたしております。

74ページから75ページの環境衛生費では、継続事業といたしまして、太陽光発電システム設置費補助事業につきましては、補助上限額を14万円とし、35件分を計上いたしております。そのほか継続事業といたしましては、フラワーベルト整備事業の必要経費を引き続き計上いたすものであります。浄化槽設置整備事業費補助金は、実情を勘案し、17基分を計上いたしております。

76ページから77ページの清掃費では、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合への負担金が主なものであります。

77ページからの労働費は、1,009万7,000円でありまして、ほぼ前年度並みとなっております。予算内容につきましては、ほぼ前年度同様でございます。

78ページからの農林水産業費につきましては、3億3,516万3,000円でありまして、前年度対比2.1%減少いたしております。この要因は主に、農業振興費の単年度事業でありました、需用に応える園芸産地構造改革推進事業の終了と漁港建設事業費の漁村再生交付金事業の終了によるものであります。

79ページから80ページの農業振興費では、ジャンボタニシ防除対策事業につきましては、22年度までは協議会へ助成をしておりましたが、23年度からは防除薬を購入した農業者へ直接助成する内容に変更いたしております。また、新規事業であります、ミカンバエ防除対策事業は農業者が購入した防除薬に対して購入費の3分の1を助成するものであります。

その他、ひらお農業体験農園運営協議会への助成を行うための所要の補助金を計上いたしておりますほか、県農地・水・環境保全向上対策協議会並びに、町担い手育成総合支援協議会への補助金を計上いたしております、本町の農業振興を図ることといたしております。

81ページから82ページの土地改良事業費につきましては、新規事業といたしまして神上ため池の整備事業の経費を計上いたしております。継続事業として単独土地改良事業費につきまして7件の事業を予定しております。県事業であります平生中央2期工事の農免農道整備事業負担金につきましても、昨年度と同様に予算措置をいたしております。

84ページの中山間地域振興事業費では、引き続き中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するための事業を実施することといたしておるところであります。

85ページにかけての林業総務費では、新規事業といたしまして、有害獣捕獲機材購入事業を実施することとしております。イノシシ用箱わなやアナグマ・たぬき用箱わなを購入し、箱わな免許所持者などへ貸し出し、有害獣の個体数を減少させることを目的といたしております。また、継続事業といたしましては、有害鳥獣捕獲対策委託事業やわな猟狩猟免許取得補助事業、有害獣防除柵等設置補助事業に要する経費を計上いたしております。

86ページにかけての林業事業費では、単独林道改良に要する経費を計上いたしております。

87ページから88ページにかけましての漁港建設事業費では、漁村再生交付金事業費の終了などにより予算額が減少しております。漁港海岸保全事業につきましては、前年度とほぼ同様の事業費を確保し、高潮対策に取り組んでいくことといたしております。このほか、単独事業の漁港改良事業費や漁業集落環境整備事業特別会計への繰出金が主なものであります。

88ページからの商工費は、1,685万円でありまして、前年度とほぼ同様の予算であります。

89ページの商工振興費では、昨年同様に平生町商工会への補助金として商工振興費対策費を計上いたしております。

90ページから91ページの観光費の委託料では緊急雇用創出事業として公園環境整備事業費

を計上いたしております。また、平生町観光協会への補助金も計上いたしております。

91ページからの土木費につきましては、4億7,516万6,000円でありまして、前年度比4.1%の増加となっております。主な増加要因といたしましては、中川・曽根排水機場整備事業負担金によるものであります。

91ページから92ページにかけましての土木総務費では、新規事業といたしまして、住宅リフォーム資金助成事業を計上いたしております。町内業者を利用した住宅リフォームを対象に事業費の一部を補助するものであります。

93ページにかけたの道路橋梁維持費では、引き続いて町道の点々舗装などを行う道路橋梁補修事業に要する経費を計上いたしております。また、団地内道路整備事業補助金として、住宅団地内道路の整備にかかわる要綱に基づきまして、団地内道路の舗装に要する経費に対する補助金を計上いたしております。

94ページにかけたの道路橋梁新設改良費では、17件の単独町道改良事業費や3件の県事業の道路改良事業負担金につきまして、所要の額を計上いたしております。

95ページにかけたの河川維持改良費につきましては、16件の単独河川改修事業に要する経費を計上いたしております。また、中川・曽根排水機場整備事業負担金を計上いたしております。砂防費では、3件の県事業の自然災害防止事業負担金を計上いたしております。

96ページの港湾建設費の港湾整備事業では、水場地区の港湾改修事業の県への負担金を計上いたしております。

97ページから98ページにかけたの下水路費では、3件の単独下水路事業に要する経費を計上いたしております。

99ページにかけたの住宅管理費では、用途廃止住宅1戸の解体経費と中村団地の外壁改修のための経費を計上いたしております。

100ページの下水道整備費の下水道事業特別会計への繰出金は、2億5,839万2,000円でありまして、前年度対比2.8%の減少となっております。

100ページからの消防費は、2億6,325万2,000円でありまして、ほぼ前年度並みであります。

101ページから102ページにかけたの消防施設費では、工事請負費で防火水槽の改修経費を計上いたしております。また、第8分団に配備する、軽自動車をベースとしたポンプ付積載車の購入経費を計上いたしております。このほか、柳井地区広域消防組合への負担金が主なものであります。

103ページからの教育費は、3億5,606万1,000円でありまして、前年度対比6.3%の減少となっております。小学校2校の耐震2次診断の終了と体育館のバリアフリー改修事

業の終了が主な要因であります。

103ページから105ページにかける事務局費では、学校支援員を継続配置するための所要の経費を計上いたしております。

107ページにかける小学校費の学校管理費では、平生小学校の外灯設置工事と佐賀小学校のプール循環装置の改修経費を計上いたしております。

108ページにかける小学校費の教育振興費では、昨年度に引き続き佐賀小学校へ配置する特別支援補助教員の報酬を計上いたしております。また、学習指導要領の改正に伴い小学校の教科書が新しくなるため、教員用の教科書と指導書の購入費を計上いたしております。また、遠距離通学費や就学援助費などにつきまして、引き続き必要額を計上いたしております。

109ページの小学校費の給食費では、平生小学校のガス炊飯器の購入経費を計上いたしております。

110ページから111ページにかける中学校費の学校管理費では、プール周辺の漏水調査の委託料を計上いたしております。

112ページから113ページにかける中学校費の教育振興費では新規事業でキャリア教育推進事業として、平生中学校の卒業生で社会的に活躍している方を招いて講演会を実施することとしております。また、遠距離通学費や就学援助費につきましても実績を勘案しまして予算措置をいたしております。

113ページの中学校費の給食費では、給食用備品として給食用の食器の購入などを計上いたしております。

114ページから115ページにかける幼稚園費では、4クラス体制となったことにより、幼稚園担任教諭代行の報酬や教諭補助の賃金を計上いたしております。

117ページまでの社会教育総務費では、学校支援地域本部事業に要する経費を計上いたしております。この事業は学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子供を育てる体制を整えることを目的として、学校支援ボランティアを派遣して、授業支援などの事業を行っているところでございます。

118ページから119ページにかける公館費では、佐賀公民館の展示用パネルや中央公民館視聴覚室の放送機材などの購入費を計上いたしております。

121ページにかける図書館費では、平成22年度2月補正で計上いたしました、住民生活に光をそそぐ交付金事業で導入予定の図書予約検索システムの保守管理費を計上いたしております。

122ページから123ページにかける阿多田交流館運営費では、展示用ショーケースの購入経費を計上いたしております。

125ページに於ける保健体育総務費では、スポーツ少年団発足40周年事業の経費を報償費に計上いたしております。また、キッズアスリートプロジェクト夢の陸上キャラバン隊事業に対する負担金を計上いたしております。これは、財団法人日本陸上競技連盟が実施する事業で、2006年11月に東京杉並区で第1回目が開催され、昨年12月の大分県開催までに、34回行われております。山口県で開催されるのは、これが最初であります。また、平成23年度は山口国体の開催年でもあります。平生町においてもデモンストレーション競技ではありますが、10月9日に電動車イスサッカー競技が開催されることから、平生町実行委員会へ運営経費を計上いたしております。

126ページに於ける保健体育施設費では、山口国体開催前に会場及び会場周辺の改修として、体育館ステージのどんちょうと暗幕の改修及び駐車場の舗装改修経費を計上いたしております。

127ページに於ける災害復旧費は、377万9,000円でありまして、前年度と同様の予算規模でございます。

128ページの公債費は、7億4,287万4,000円でありまして、前年度対比0.8%の減少となっております。

129ページに於ける諸支出金は、予算額1億4,175万6,000円でありまして、前年度対比6.5%の減少となっております。上水道企業費につきましては、田布施・平生水道企業団への配水管整備のための負担金や高料金対策事業、赤字補てん分として補助金を計上いたしております。また、柳井地域広域水道企業団へは企業債の元利償還金のうち平生町の負担分として、利息分を補助金として、元金分を出資金として支出するものであります。渡船事業費につきましては、両町の負担分に平生町に交付されます離島航路事業費県補助金とひらお丸の償還元金分を加算して支出するものであります。簡易水道事業費は、簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。

130ページの予備費につきましては、前年同様の1,500万円を計上いたしております。

続きまして、歳入につきまして御説明を申し上げます。

12ページであります、12ページからの町税は、12億4,720万1,000円でありまして、5,945万9,000円の減少で、前年度対比では4.6%の減少となっております。高齢者数の増加による課税対象者数の減少や景気の低迷で企業収益の減少により給与所得が大幅に減少しておりまして、個人町民税では現年課税分で6,095万7,000円の減少、法人町民税は現年課税分で581万1,000円の減少であります。

13ページに於ける固定資産税につきましては、現年課税分で809万2,000円の増加となっております。

14ページからの地方譲与税全体では、5,230万円で、ほぼ前年度並みでございます。

15ページの利子割交付金は、600万円でありまして、平成21年度、22年の実績から100万円の増加を見込んでおります。配当割交付金として、16ページの株式等譲渡所得割交付金につきましては、地方財政計画に基づいて推計し、わずかながら増加するものと見込んでおります。地方消費税交付金は、22年度の実績見込みと地方財政計画から推計をし、800万円程度増加するものと予測しております。自動車取得税交付金は、自動車取得税の軽減措置の影響分を昨年度と同様に見ておりまして、同額を見込んでおります。

17ページの地方特例交付金につきましては、地方財政計画に基づいて推計をいたしております。地方交付税は、国の予算額が4,800億円の増加となっておりますが、地方交付税の基準財政需要額の算定に大きな影響を持つ国勢調査人口が5%減少していることから、普通交付税につきましては、前年度比で微増するものとみておりますが、特別交付税については法定割合が1%減少することから、交付税全体では700万円程度減少するものと予想しております。

18ページにかけましての分担金及び負担金は、6,481万2,000円でありまして、ほぼ前年度並みになっております。

19ページから21ページにかけましての使用料及び手数料は、6,483万7,000円でありまして、若干減少しております。

23ページにかけたの国庫支出金は、3億8,707万円でありまして、前年度対比12.1%の増加となっております。この要因といたしましては、主に子ども手当の支給額の改正によるものであります。

24ページから28ページにかけましての県支出金は、3億2,662万7,000円でありまして、前年度対比2.7%の減少となっております。この要因は、漁村再生交付金事業や体育館バリアフリー事業、公共施設省エネ改修事業の終了によるものであります。

29ページの財政基金繰入金につきましては、21年度、22年度は財政基金から繰り入れを行わない予算編成をしましてまいりましたが、平成23年度は大幅な町税の減収もあり財政基金からの繰入金を6,900万円計上いたしております。

30ページの地球温暖化対策推進基金繰入金につきましては、太陽光発電システム設置補助事業の35件分、490万円を繰り入れるものであります。繰越金は、前年同様3,000万円を計上いたしております。

33ページにかけましての諸収入は、6,152万3,000円でありまして、前年度対比3.4%の増加となっております。

34ページにかけましての町債は、4億1,560万円でありまして、前年度対比8.0%の増加となっております。この主な要因は、中川・曾根排水機場改修事業負担金について町債を発

行する予定としていることによるものであります。

前に戻りまして、8ページ、第2表、債務負担行為につきましては、町土地開発公社における公共用地取得造成事業に伴います借入金の債務保証の限度額を定めるものであります。

次に9ページ、第3表、地方債につきましては、それぞれ適債事業や財政対策分として、町債を起こすものであります。

以上で、平成23年度平生町一般会計予算につきまして、説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計予算につきまして、順を追って御説明申し上げます。

議案第6号平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算についてであります。予算総額は、15億8,895万2,000円でありまして、前年度対比4.9%の増加となっております。歳出につきましては、17ページからでございます。総務費の一般管理費では、平成23年度から保険証のカード化に要する経費をそれぞれ計上いたしております。

19ページの保険給付費の療養諸費では、前年度比で1.2%の増加となっております。

20ページから21ページの高額療養費では前年度比で6.4%の増加となっております。医療費の増加や、診療報酬の改定による影響、団塊世代の加入による被保険者の増加など考慮して保険給付費を見込んでおります。

23ページからの後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者医療制度への現役世代からの支援分として、被保険者に応じて各保険者に納付が割り当てられるものですが、後期高齢者医療制度の医療費においても増加傾向にあることから、支援金額については、前年度対比で14.2%の増加を見込んでおります。

25ページから26ページにかけての介護納付金につきましては、国民健康保険会計の介護保険負担分でありまして、対前年度比で12.7%の増加を見込んでおります。

27ページにかけての共同事業拠出金であります。高額な医療費を要する被保険者の増加の影響から、高額医療費拠出金で103.2%、保険財政共同安定化事業拠出金で5.1%の増加を見込んでおります。

28ページにかけての、保健事業費につきましては、平成20年度から制度開始となりました特定健康診査等事業につきましては、新たに未受診者への受診勧奨事業に取り組み、受診率の向上を図りながら計画目標値であります、受診率55%、受診者数1,541人に近づけてまいりたいと考えております。そのための所要の経費を計上させていただき、前年度比13.0%の増加をいたしております。

戻りまして8ページからの歳入でございます。国民健康保険税につきましては、23年度から保険税の改定により、医療分と後期高齢者支援金におきましては改定税率での保険税額を推計し、また、課税対象所得の落ち込みによる影響と合わせて、前年度対比で6.0%の減少と見込んで

おります。

11ページから12ページ、国庫支出金と県支出金につきましては、保険給付費の見込みによりそれぞれ算定をいたしております。

13ページの前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの加入者の割合における保険者間の負担調整をいたすものであり、前期高齢者の加入率や給付費の増加と21年精算による追加等を合わせまして、前年度対比で31.6%増加するものと見込んでおります。

共同事業交付金につきましては、高額医療費の増加により前年度対比9.8%の増加を見込み計上いたしております。

14ページの繰入金につきましては、それぞれのルールに基づいた一般会計からの繰入金と、財源調整としての基金からの繰入金を計上いたしております。

続きまして、議案第7号平成23年度平生町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、6,042万5,000円でありまして、前年度対比4.8%の減少となっております。歳出であります。平成23年度から簡易水道事業統合のための事業が開始となり、9ページの委託料では統合整備事業工事に伴う中継ポンプの実施設計を計上いたしております。

10ページの工事請負費では蔭平・日向平飲料水供給施設連絡管整備の事業費を計上いたしております。公債費につきましては、対前年度比で38.1%の減少であります。

7ページからの歳入では、水道使用料につきましては、前年度と同額を見込んでおります。国庫補助金につきましては、簡易水道統合事業に係るものであります。

8ページの一般会計繰入金であります。前年度対比で38.7%減少するものであります。町債につきましては、簡易水道統合事業に係る事業債として600万円を予定いたしております。

続きまして、議案第8号平成23年度平生町下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、6億8,100万円でありまして、前年度対比8.0%の増加となっております。歳出であります。10ページからの、下水道管理費におきましては、流入量の増加に伴う流域下水道維持管理費の増加や、下水道使用料徴収事務費負担金が増加をいたしております。公課費では消費税の22年度の確定納付額の増加に伴い所要の額を計上いたしております。

11ページから12ページにかけましての、下水道整備費では委託料として実施設計業務を計上いたしております。工事請負費につきましては、5,033万円増額して、1億2,988万円といたしております。前年度対比で63.3%増加するもので、補助事業5カ所、単独事業1カ所を予定しております。

13ページの公債費では、3億8,060万6,000円となっております。会計予算総額の55.9%を占めるものとなっております。

7ページからの歳入では、受益者負担金につきましては、200万円の減額をしております。

下水道使用料につきましては、供用開始区域の増加により1,050万円の増加を見込んでおります。

8ページの国庫補助金につきましては、補助事業の増加により37.9%の増加となっております。一般会計繰入金につきましては下水道使用料の増加や公債費の減少などにより2.8%減少いたしております。

4ページの第2表、債務負担行為につきましては、下水道へ接続する、水洗トイレ等改造資金の貸付に伴います損失補償に対するものであります。第3表、地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起すものであります。

続きまして、議案第9号平成23年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算についてであります。予算総額は、8万8,000円でありまして、前年度と同様であり、土地の借上料を計上いたしております。

続きまして、議案第10号平成23年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算についてであります。予算総額は、8,526万8,000円でありまして、ほぼ前年度並みとなっております。

9ページからの歳出では、施設管理費につきましては、工事請負費の公共ます設置費など増加によりまして71万2,000円増加いたしております。

10ページから11ページにかけての公債費につきましては、前年度対比で0.3%減少しております。

7ページからの歳入につきましては、漁業集落排水施設使用料については、70万円、前年度対比で4.7%の増加を見込んでおります。一般会計からの繰入金は、1.3%の増加を見込んで計上いたしております。町債につきましては、60万円の減額で、3.5%減少いたしております。

なお、4ページ第2表、債務負担行為につきましては、下水道事業会計と同様に排水施設へ接続する水洗トイレ等改造資金の貸付に伴います損失補償について、定めるものであります。第3表、地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起すものであります。

続きまして、議案第11号平成23年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算についてであります。予算総額は、2,530万9,000円でありまして、前年度対比1.3%の増加となっております。

歳出は7ページからであります。認定審査会の運営のための所要経費を計上いたしております。歳出額の増加は主に、要介護認定システムの借上料について平成24年1月より新システムの導入予定によるものであります。

6ページの歳入におきましては、これまでと同様に3町での負担割合に応じて、負担金と事業

会計繰入金をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第12号平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算についてであります。予算総額は、11億2,447万9,000円でありまして、前年度対比10.5%の増加となっております。

歳出より御説明申し上げます。

11ページの一般管理費では、委託料として平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画策定業務の委託経費を計上いたしております。

13ページから14ページの保険給付費の介護サービス等諸費におきまして、サービス利用者の増加に伴いまして、11.1%の増額となっております。介護予防サービス等諸費におきましては、前年度対比で6.7%の減少となっております。

15ページから16ページの高額介護サービス費につきましては、11.4%の増加となっております。

17ページまでの高額医療合算介護サービス費等は高額医療保険と介護保険の負担額の合計額が高額になる場合におきまして負担を軽減する新たな仕組みとして、21年度より開始となったものであります。給付費全体では、366万2,000円の増加見込みとなっております。

19ページの介護二次予防高齢者施策事業費では、生活機能検査を廃止をし、運動機能回復事業を開始し、二次予防高齢者予防プログラムを作成することといたしております。

20ページの介護一次予防高齢者施策事業費では、介護予防教室を実施しております。地域支援事業費の包括的支援事業費では、総合相談体制の充実を図ることとしております。任意事業費につきましては、介護用品支給事業を、22年度に引き続き実施をいたします。

6ページからの歳入では、保険料につきましては、被保険者数の増加分を見込み、前年度対比で2.5%の増加を見込んでおります。

8ページにかけての国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、保険給付費の増加に伴い、それぞれ増額をいたしております。

9ページの一般会計繰入金につきましては、それぞれのルール分として計上いたしております。

続きまして、議案第13号平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。予算総額は、1億8,229万3,000円でありまして、前年度比4.0%の減少であります。

歳出につきましては9ページからありますが、10ページの後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、一般会計から繰り入れる保険基盤安定や事務費等の負担金と保険料収納分を合わせて広域連合に納付するものであります。後期高齢者医療広域連合の見込みにより減少しております。

歳入につきましては6ページからでございますが、保険料につきましては、広域連合の試算を基に計上いたしております。前年度対比で4.2%の減少となるものであります。一般会計繰入金につきましては、事務費と保険基盤安定分を合わせたものになっております。

以上で、平成23年度各特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、一般会計予算、並びに該当いたします各特別会計予算の末尾に、給与費明細書、及び債務負担行為に関する調書、並びに地方債に関する調書を、それぞれ添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第14号平生町書類送達に関する条例等を廃止する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、今年度実施しております例規集の見直しを行った結果、廃止が適当と判断するに至った10条例につきまして一括して廃止をするものであります。廃止する条例について簡単に御説明申し上げますと、「平生町書類送達に関する条例」につきましては、地方自治法改正により既に実効性を喪失しているため廃止するもの。「平成3年度第1期分の固定資産税の納期の特例に関する条例」ほか5条例につきましては、それぞれ当該年度の納期の読みかえにかかわる条例で、既に失効しているため廃止するもの。「平生町柑きつ振興特別措置条例」、「平生町酪農振興特別措置条例」及び「平生町優良牛振興条例」につきましては、いずれも昭和30年代に制定された、各農家振興にかかわる資金融通等に関する条例でありまして、社会情勢等の変化により既に活用が見込めなくなったこと及び他の制度で対応が可能であることから一たん廃止をさせていただくものであります。

続きまして、議案第15号例規の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、先に説明申し上げました議案第14号同様、例規の見直し時に改正が必要との判断に至った8条例につきまして一括して改正をするものであります。各条例の改正内容について簡単に御説明申し上げますと、「平生町行政手続条例」につきましては、法令にかかわる行政手続きについて定めた行政手続法の改正に倣い改正をするもの。「平生町監査委員条例」につきましては事務局の設置を明文化するもの。「平生町職員の再任用に関する条例」につきましては本町職員に非該当となる規定を削除するもの。「平生町文化財保護条例」につきましては、文化財保護法に倣い文化財の定義を追加するもの。「平生町堆肥センター設置及び管理条例」、「丸山海浜パーク設置及び管理条例」及び「平生町水産廃棄物処理センター設置及び管理条例」につきましては、地方自治法改正に伴う管理委託の条項を削除するもの。「海岸保全区域内における工事等の規制に関する条例」につきましては、例規の内容等を考慮し海岸保全区域内の占用料及び土砂採取料徴収条例とさせていただくものであります。

続きまして、議案第16号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、町の設置する附属機関に対し、その位置づけを明確にするた

め改正をいたすものであります。附属機関は、町が審議会等の名称で設置するものであり、その委員に対しては報酬を支給をすることとなるものであります。その設置は法又は条例で定められております。本町においては第五次行政改革大綱にその見直しがうたわれていることから、新年度に向け附属機関及び報酬額の見直しを行ってまいりましたが、法または単独条例によるもののほか、条例での設置が必要な附属機関につきまして、本条例に追加し設置根拠を明確にするものであります。

続きまして、議案第17号町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、平成17年度から継続しております特別職の給料の削減を、平成24年3月までさらに1年間継続するものであります。削減の内容といたしましては、給料月額に対し、町長が15%、副町長及び教育長が10%を削減するものであります。

続きまして議案第18号平生町老人医療事業特別会計条例を廃止する条例について御説明申し上げます。御承知のように老人保健制度は平成20年3月をもって廃止となり、財政上の残務整理を行うために当該特別会計を維持し運営してまいりましたが、今年度末をもって制度廃止以来3年が経過し、支払い等もほぼ終了していることから、本条例を廃止するものであります。

続きまして議案第19号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。急速な医療給付費の増加や高齢者医療制度の改正等に伴い、本町の国保会計は昨年度に引き続き2年連続での実質単年度収支の赤字決算が予想されるなど非常に厳しい財政状況にあります。本条例につきましては、こうした現状を踏まえ被保険者の相互扶助の観点から、相応の負担をお願いせざるを得ないと判断をし、国民健康保険税率について見直しをさせていただくものであります。なお、国保会計の赤字化は、景気低迷が長引く中、課税所得の落ち込みによる減収も大きく影響しているものであり、さらなる住民生活における経済的負担となることがないように最大限の配慮をし、国民健康保険運営協議会の答申結果を踏まえ、改定税率を決めさせていただいたところであります。

続きまして、議案第20号平生町基金条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、制度を同じくする8基金につきまして、条文を統一し運用すべく制定するものであります。本町の基金につきましては、いわゆる積立基金として、財政基金や減債基金、ふるさと振興基金など9つの基金、定額運用基金として、育英基金及び土地開発基金を設置いたしております。積立基金のうち、基金の設置期限が定められている介護従事者処遇改善臨時特例基金を除く、8つの基金につきまして、このたびの例規集の全面見直しを契機に、一条例とするものであります。

なお、育英基金などの定額運用基金につきましては、従来どおり単独条例として運用するものであります。

続きまして議案第21号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、国民健康保険運営協議会委員の定数の見直し及び出産育児一時金の

改定をいたすものであります。国民健康保険運営協議会委員の定数につきましては、国民健康保険の被保険者数が後期高齢者医療制度創設により減少していることを踏まえ、その規模に合う定数へ変更させていただくものであります。また、出産育児一時金の支給額につきましては、3月までの暫定措置として4万円の引き上げを実施してきたところではありますが、国においてこの引き上げが23年度以降も継続され、恒久的な取り扱いにされるという方針決定がされたことから、本町の国民健康保険条例もこれに倣い改定するものであります。

続きまして、議案第22号平生町営住宅条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、解体を予定しております老朽住宅につきまして用途廃止をするものであります。対象となる住宅につきましては隅田住宅1戸でありまして、木造住宅の耐用年数として定められております30年を既に経過しておりますもので、老朽により引き続きの管理が不相当と判断をし、用途を廃止するものであります。

続きまして、議案第23号平生町心身障害者福祉作業所等の指定管理者の指定について及び議案第24号田布路木老人集会所等の指定管理者の指定について一括して御説明申し上げます。このたび指定の対象としております施設につきましては、平成18年度より5年間の指定管理者制度による施設管理を行ってまいりましたが、平成23年3月31日をもって指定期間が満了することから、新たに指定手続を行うものであります。指定管理者の指定につきましては、「平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」におきまして公募が原則とされておりますが、現在指定管理を実施しておりますこれらの施設につきましては、公募によらない指定管理者の候補者として選定をし、御議決をいただいた後に指定管理者として指定させていただいているところであります。

このたびの指定管理者の指定手続につきましても同様に、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できるとの要件に該当すると思料されますので、平生町社会福祉協議会を、平生町心身障害者福祉作業所、平生町老人福祉センター、平生町在宅老人デイサービスセンター、デイサービス・ほのぼのセンターひらお及び平生町在宅介護支援センターの指定候補として、地元自治会又は老人クラブを、老人憩いの家及び老人作業所の指定候補としてそれぞれ選定をさせていただくものであります。

選定理由につきましては、まず、社会福祉協議会については、これまでの施設管理を通じて地域における信頼も厚く、地域福祉向上の取り組みに実績や貢献度・信頼度も厚く、今後においても指定管理者として十分な能力を有していると判断したものであります。指定期間につきましては、自立支援法の法整備の動向や、高齢者における関連施策の動向などを考慮して3年間としております。

また、自治会や老人クラブにつきましては、地域に密着した団体であり、地域からさまざまな要望を施設管理に直接反映でき、利用者の平等な利用の確保やサービスの向上等が期待できるもので

ありまして、今後においても指定管理者として実績及び能力が十分であると判断しておるところであります。指定期間につきましては、施設の性格等を考慮し、前回と同様5年間といたしております。

以上、一括して御説明申し上げましたが、指定管理者の指定に当たり町議会の御議決が必要となりますので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりましてお願い申し上げます。

続きまして、議案第25号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について御説明申し上げます。本議案につきましては、平成23年4月1日から山口県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち、非常勤職員に係る公務災害補償事務及び公立学校の学校医等に係る公務災害補償事務を処理する団体に光市を加えるものでありまして、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する市町議会の議決が必要となることから、御議決をお願いするものであります。

以上をもちまして、予算13件、条例9件、事件3件の議案につきまして提案理由説明を終わらせていただきます。予算及び事業関係の補足資料といたしまして、別冊を添付いたしておりますので、参考に供していただきたいと思います。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、報告第1号平生町土地開発公社の平成23年度事業計画及び資金計画並びに予算につきまして、簡単に御報告させていただきます。本日提案いたします議案の末尾に添付しておりますものは、去る2月8日に平生町土地開発公社の理事会を開催し、御承認をいただいているものであります。事業計画につきましては、公社の主目的であります公共用地の取得、造成でございます。これらに伴います資金計画及び予算を定めたものであります。この内容につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、町議会に御報告を申し上げます。

以上で、数多くの議案の提案を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、御議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時30分からいたします。

午前11時14分休憩

.....  
午前11時30分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

これをもって提案理由の説明を終わります。

### 日程第31. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第31、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。  
まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） では、一般通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、原発交付金についてお伺いをいたします。

県は2月24日、中国電力の上関原発建設計画をめくり、上関町周辺の2市3町に電源立地地域対策交付金の配分額を発表をいたしました。当町の交付金は、21億5,600万円となっております。国はなぜ上関周辺の2市3町に対し電源立地地域対策交付金を出すのでしょうか。この交付金は発電施設が建設をされる自治体と近隣の自治体を振興し、事業を円滑に進めることが目的だと言われております。しかし、上関原発建設に対し、まだ住民合意はできておりません。しかし、中国電力は今工事を強行しようとしております。

その中で、2月23日に、建設に反対する住民2人が工事関係者とのトラブルに巻き込まれ病院に緊急搬送されるという事故が発生をしたばかりです。これは事業を円滑に進めるという目的からもこれは外れているのではないかと思います。

次に、新聞報道によりますと、県は発電所からの距離や人口、防災対策などを考慮し、配分額を決めたとしております。問題は、この中の防災対策です。防災対策を掲げる以上、原発は危険であると県も認めているのではないのでしょうか。また、このような多額の交付金は、もし原発が安全であったなら出す必要のないお金です。裏返して考えれば、原発そのものが危険なものであるという証明だとも考えられます。まず初めに、この交付金に対してどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

もう1点、日本共産党平生支部では、昨年アンケートを実施しております。その中で原発に対する質問をしております。その結果を見ますと、反対が61%、賛成が16%となっております。この中の意見を見ても、事故が起きた場合、上関町だけの問題ではない。近隣の市町も被害を受ける。町としてどう考えているのか。このように書いてあります。私自身も全く同意見です。ここで交付金を受けるということは、町民の命と財産と引きかえにすることになるのではないかと考えております。原発で発電が始まると、町民は毎日を事故の心配をしながらの生活が始まるわけです。この安らぎのない生活そのものをアンケートは物語っているのではないのでしょうか。交付金21億5,600万円は、平生町民の命と財産を売るようにも考えられますが、この点についてどう考えておられるのか、この2点についてお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今回の上関の原子力発電所に関連をして、電源立地地域対策交付金の配分

に絡んでの受けとめ方、認識についての質問だと思っております。

今回のこの平生町を対象に含めて、2市3町の県の交付金の決定については、これは電源三法という発電用施設周辺地域整備法、これに基づくこの電源立地の地域対策交付金ということになっておりまして、この交付金の趣旨というのは、発電用施設の周辺地域における公共施設の整備その他住民生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的として、この交付金が対象となっておるということでありまして、言ってみれば、我々の受けとめとすれば、電源開発によって電気が安定供給をされる。それを受けとめる消費者が一定の利益を受ける。それに対して電源の立地地域においては、直接的な福祉の向上とかそういった産業の振興ということに結びつかない電気の消費者と利益者といえますか生産者と消費者と生産地もいってみれば、受益と負担の調整をするという措置がこの中に込められて今回のこの交付金の性格といえますか、趣旨というのはそういう形だというふうに受けとめております。

したがって、町として、私たちが今回のこの交付金の県の配分については、そのことで安全性の問題とはこれはまた別の次元の話だというふうに受けとめております。このことによって、御指摘があるように受けとることがそのまま財産及び自然環境を売り渡すことになるのではないかということではありますが、そういう性格のものではないというふうに受けとめておりまして、町として、これからこの安全性の問題とか、おっしゃっていったような危険性の問題というのは、これはこれとして、やっぱり国や事業者に対して、町が原子力政策の透明性、安全性と、これを求めていくという基本的な姿勢というのは、これはいささかも町は変わりはありません。そのことと、今回のこの交付金、国の制度として、いわゆるこの今設けられているこの三法の交付金、それに基づく今回の地域対策交付金ということでもありますから、そのこととは、また次元の違う話だというふうに町としては受けとめさせていただいております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） では、再質問をさせていただきます。3点にわたってお願いをいたします。

今、電気の問題、この電気の問題を答弁の中でおっしゃいましたけど、山口県では、今電気は余ってるんですね。それで今余った電気を全部関西方面のほうに売り渡している。ここで何で上関に原発をつくるのかと、ここに一つ問題があります。

もう1点は、企業は安全性と一つになってこの仕事を進めなければならない。安全がまだ確定されてないものをここに持って来るといことは、お金を出すということは必ずそこに危険性が含まれているからそうなっているわけです。このことも安全性は一体となって考えんやいけん問題だと私は思っております。

それともう1点は、先ほども町民アンケートの件を述べましたが、町民は61%の方々が反対を表明をされているわけです。このことは先日の上関原発建設に反対する2市4町の議員連盟が申し入れたときも述べましたが、私は町として、この61%の町民の方々と住民合意が最優先をされるべきだと思っております。どう対話しどう結論を出していくのか、お伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほどからお答えをさせていただいておりますように、交付金の趣旨とその受けとめ方、ここら辺がやっぱり淵上議員と受けとめ方が異なっておるんだらうというふうに思っています。したがって、町は住民の暮らし、それから、生命財産を預かっていく立場にありますから、そのことをしっかり守っていくという、この基本的なスタンスというのは、これは町としても維持をしていかなきゃいけないし、全力を尽くしていく、言うべきことは言っていかなきゃいけないということでありまして、そのことと今回のこの立地地域対策交付金、これの配分については、危険性だからこの交付金があるという認識に立っておりませんから、そこがやっぱり違うんだと思うんですよ。だから、その制度の趣旨というものを我々は、この交付金の趣旨を踏まえて対応していかなければいけない。国としての今設けられておる制度として、今この交付金の制度と実際に今回対象地域としての県の決定と、こういうものは真摯に我々として受けとめていきたいというふうに思っております。

したがって、そのことでこれから我々が考えていかなきゃいけないのは、この趣旨に沿ってしっかりその地域の福祉の向上、あるいは地域の活性化、あるいは安全安心のまちづくり、こういったところでしっかり有効に活用していけるように、我々としては考えていかなきゃいけない課題だというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） 今の町長の答弁を見ますと、私とは全く平行線をたどるような感じになっております。先ほども申しましたが、反対の61%の人、これとの対話、どういう結論を出していくのかだけは、町長胸の中におさめていってもらいたい、このように思います。

それでは、次の質問に移ります。当町の地デジ対策について質問をいたします。

地上デジタル放送完全移行は、アナログ放送終了まであと4カ月余りとなりました。7月24日には、今では地上デジタル放送となってしまいます。アナログ放送終了のテロップが流れ、視聴者、国民へのプレッシャーのかけ方は相当なものです。今はこのテロップに対して腹立たしい思いでいっぱいです。この件について、先日の全員協議会で質問及び提案がございましたが、今のままこの7月を迎えれば、必ずテレビ難民が出ると思われれます。

そこで、再度質問をさせていただきます。

地デジについては、完全移行を打ち出した責任は国にあります。しかし、地デジ対応で困ってい

る住民の声が届く窓口となっているのは地方自治体です。国と自治体が連携を密にして対応をしていかなければならないと思います。デジタル放送は、実際に中継局が整備され放送が始められています。今は多くの家庭で個別にテレビで受信が可能かどうか、どの地域で受信が可能かどうかがわかってまいりました。実際に距離や地形などの地理的要件などから、テレビが見られない新たな難視世帯の存在が次々と明らかになっております。当町においても、難視地域を把握しておられるようです。件数としては、約600件と聞いております。また、その内訳を見ますと、NHK、KRY、TYS、YABと全部が映らない場合、また一部が映らない場合があります。今の時点で600件と多くの件数があるということは、これは大変なことだと思います。当町として、あと4カ月となった今、待ったなしの時期にきているんだと思っております。テレビ難民0へ向けてどのような対応をしていくのか、まず初めにお伺いをいたします。

2点目に、もしテレビ難民が出た場合の対策は、どのように考えておられるのか。これもお伺いをいたします。

3点目に、あと4カ月、待ったなしにきている今、担当者を置くだけではなく、プロジェクトチームを立ち上げ、それぞれの問題を具体化し、全力を尽くすべきではないかと思いますが、この点についてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

以上3点、よろしくお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 地デジの完全移行まであと4カ月余りということで、3点にわたって今御質問をいただきました。まず御指摘がありましたように、新たな難視地域が町内にも存在をしておりますし、特に平生町は、半島とずっと山間部ということで、かなり複雑な地形となっておりますから、こうした地域が点在をいたしております。今この総務省の中国総合通信、総通局ですね、中国総合通信局、それから、県内の放送事業者、それからデジサポ山口、これで一緒に今山口地上デジタル放送推進協議会、これを今設置をして対応策を進められております。その推計、その調査によりますと、御指摘がありましたように、この2月末現在で今町内600世帯いうふうに推定をされております。新たな難視地域、それから、特に佐賀やら尾国、この地域はデジタル波の混信、こっちの宇佐木地区については民放難視、こういうような地域が点在をしておる状況でございます。そうした状況で今やっとう町等も今日までずっと指摘をしてきたんですが、本格的な今この山口地上デジタル放送推進協議会、これが中心になって今取り組みを、それぞれ個別の訪問をしたりチラシの配布をしたりと、町としてもそういった強い要請をしてきただけに、この辺の効果が早く上がってくれるように、今基本的にはこの受信対策が進むように期待をしております。

この受信対策については、今議員からもお話がありましたように、これ基本的には国策でありますから、国において恒久対策をまずきちっとやってもらおうと。この立場はもう我々も最初から、実

はもう1年しかないからということで去年ぐらいからかなり本気になって国やら県に町としての要望活動、要請書も出し、そして、いろんな要望活動を展開をし、放送事業者についても私自身も昨年の末にはそれぞれKRY、TYS、YAB、それからケーブルテレビ、それぞれ放送事業者等も訪問しまして協力をお願いさせていただいております。

そういう中で、今言いましたように、この推進協議会がこの2月の末からずっと対応を強化して今やっておるということでございまして、引き続き我々とすれば、この対策を強化してもらうように、また、それに対して町としては、できるだけの協力をしながら対応していくと。また、住民に対して十分周知を図っていかなくちゃいけないということで、いろんな広報やお知らせ版等を含めて対応していかねばいけないというふうに考えております。期間がだんだん迫ってきますから、今この佐賀、尾国地区を対象に今申し上げましたように、デジタルの混信が起こるところについては、今専用のダイヤルで対応していただくような体制を今しいておるわけですが、もっともっと十分こたえていけるように、具体的な個々の置かれておる状況によって対策がかなり異なってきますから、この辺についても十分相談ができてそれに対してしっかりこたえていける体制を、今我々とすればしっかり求めていきたいというふうに思っております。

デジサポ等についても、これからいよいよ近づいてきますから、我々も要請してまいりましたけども、直接町にも臨時の相談コーナーをこれから設置をしてもらって、住民からの相談にもこたえていただくという方向でこれから対応していきたいというふうに思っておりますし、町もそちらに任しておきやすいということになりませんから、十分対応について、受信対策について、一緒に協議をしながら取り組みを精力的に進めていきたいというふうに考えております。とにかく今はそういったテレビ受信の難民がでないように、全力を挙げてとにかく取り組んでいくということが当面の最大の課題だというふうに受けとめております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） それでは、再質問をさせていただきます。

今お年寄りが一番楽しみにしているのがテレビ鑑賞です。地デジ放送になるということで、テレビを買い換えアナログは全部映っていたので安心をしていたら、地デジ放送は映らないと。電気屋さんを呼んでいろいろと対策を試みたが映らない。これは電気屋さんが言うたことなんですが、「このケースではケーブルテレビに加入されたらどうか」と言われた人がいます。「テレビを買い換えた上にケーブルテレビに加入し、今までただだった視聴料を毎月払わなければならないということは、どうしても自分には納得ができない。自分たちが国に地デジ放送を頼んだ覚えはない」と、こういうふうに言われる人がおります。本当にこの人は怒っておられました。もし、ケーブルテレビに加入をすればしたら、町はどのような対策をもって対応をしていくのか、そのケーブルテレビに加入される人ですね、それに対する対応策はどのようなことを考えておられるのか、お願いをい

たします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほども言いましたように、民放各社、それから、民放各社もある1社はNHK等の電波の共同利用と、電波塔の利用ということで対応されておりますが、その他については、なかなかそういうふうになっておりませんし、他の放送事業者は、できればケーブルテレビが今こっち通っておりますから、ケーブルでというような責任をぬすぐるといいますか、そういうような感じで対応をしておられるのが現状であります。そういうことではやっぱり放送事業者としての責務が果たせんじゃないかということで、今町とすれば、その辺の要請、要望活動、続けておりますし、あわせて同時にケーブルについての、おっしゃるように、少しこういう時期だから、キャンペーンを含めてケーブルとしてもうちょっと考えてくれと、こちら辺のどうしても設置時はいいけれども、ランニングコストが当然発生するわけですから、そこら辺についても普及状況等を見ながら判断をするんだらうと思っておりますけれども、かなり町内でも今だんだん普及してきておりますから、その辺についてもできるだけ料金設定について、再考をしてもらいたいということでこの前から要請活動もさせてもらっております。引き続き交渉していきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） 一番初めの質問で、プロジェクトチームの立ち上げはどうかということをおっしゃって、町長は臨時の相談コーナーを設ける、こういう答弁だったと思います。やはり四、五人のプロジェクトチームぐらいを立ち上げて、町民の方に全部テレビが見れるような対策をとっていく、これが町の責任ではないかと思えます。その辺のところはどう思われますか。最後にお願いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今ありましたように、この臨時相談コーナーは、デジサポのほうでここへ設置をしてもらおうということで考えておりますが、それと町とがしっかり連携をしてやっていくという、できるだけ町だけのプロジェクトチームじゃなしに、やっぱり国を含めて関連をするところ、機関を巻き込んで一緒にやっていかなきゃいけない。そういう性格だろうというふうに思いますから、そのことを通じて町としてもしっかりやるし、私自身もそういう意味じゃ何とか解決をしていくように対策が進むように先頭に立って頑張りたいと思っております。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時からといたします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。

まず、最初に電源立地地域対策交付金の活用についてです。

去る、町長の行政報告にもありましたように、24日に県がこの交付金の配分額を決定をする発表をいたしました。町長もその中で総合計画の理念に沿ってつくっていくという表現でした。これはちょっと私はまだ疑問もありますから、今回、次の時にその話はしたいと思うんですが。

今ちょうど、私もいろいろ街の中をよく歩いております。その中で、

それから、どねい使うんかいやとかいう話はよく聞きます。それから、もらうなという申し入れをしたらしいが、なしてあんなことをするんじゃないかというのも聞きました。また、ああいう人もおるが、もらえるものはもらわんにゃあいいけんという一般的な俗論も当然あります。

それから、もう一つ、この前この辺よけい集まって議論したんじゃが、だいしょう、わしらの言うことも聞いてくれんにゃ、役場ばかりが勝手に考えて、箱ものをつくったり自分らがええ目におうたんじゃ、一部の人間がええ目おうたんじゃやれんど、というような話も聞きました。これは、民間でのお話ですがね。案外この中には私は真理があると思うんです。

ですから、この計画を活用の事業の立案をするのに、どのようにやっていくかというのは、かなり透明性が求められると思っております。住民もかなり関心を持っております。

そこで私が申したのは、町の実態についてよく把握しているのは、やっぱり行政のほうは全体の順番をつける、よく実態を把握していると。だから、箱ものをつくっちゃいいけんというけど、中国やニュージーランドになったら困るから、学校の耐震化は進めんにゃいいけんわなとか、いろんな話をした、それはそうだという話になるんですよ。ですから、住民から納得されるような形で、やっぱりこの計画をつくっていく必要があると思うんですが、この立案をするに当たってはどのような予定を、5月ごろをめどにという県の新聞での報道ですが、もうちょっとかかるかもしれませんけど、どういう方針で望まれるのかと。

もう1点は、やっぱり今言った町民の理解を得られる活用方法をまとめる、そうするとある程度意見を反映をさせる場をつくると、こういうこともあるんじゃないかと思うんですが、これについてどういうお考えがあるか、そういう必要はない私どもがやると言われれば、またそれで議論になるとは思いますけど、その点についてお考えをお伺いしておきたいとします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 電源の立地地域対策交付金に関連をして、二つの今御質問をいただきました。

今後の立案の方法等について、今後どういうふうにするかということでございます。前段の部分は御指摘のとおりで、先般、県のほうから金額とその根拠について説明がありました。それを受けて、これから新聞等では5月ぐらいに事業の計画をつくってという報告が出ておりますが、恐らく近々県のほうから関係する市町に対して、計画立案に当たっての注意点といいますが、説明会が恐らく持たれるはずであります。そのようにまた聞いております。

したがって、それを恐らく踏まえて具体的な立案作業、あるいはまた今後のスケジュールということ踏まえてやっていくようになるんだらうというふうに思っております。したがって、一遍に、恐らくまだこれ今から県とすり合わせをするんですが、一遍に全部計画どおり21億円がこれいきますよと、結構期間はありましたように、任意の24年から34年度までの任意の期間とはいいいながら、やっぱりある程度それなりの事業効果を上げていくためには、それなりの使い方というが出てくると思いますので、そういうことも踏まえながら計画を今から進めていくということになると思います。

進めるに当たっては、今お話がありましたように、例えば来年度分がすぐ5月にとかというような話になりますと、基本的にはけさほどもちょっと触れましたように、去年、おとし現実にはこの4月から第四次の総合計画なり、地域の福祉計画がスタートすると、それに当たって、かなり地域の皆さんの意見とか、その座談会をやっているんな声を聞いたり、それから要望も聞いたり、地域の課題等についても我々もそれなりに受けとめさせていただいたというふうに思っておりますし、それが全部総合計画に反映されているかといえばそうではないかもしれませんが、一応今の時点では町民のある程度の意見や要望というのは、あの総合計画なり、地域福祉計画の中に反映をされているというふうに町としては考えておりますから、まだもう二、三年かけて今から計画をつくるということになれば、また改めてそういう住民の皆さんの声を聞いていくということになると思いますが、当面、例えば5月とか6月とかというような話になれば、これは、やっぱり一応それを踏まえながら事業を具体的に選定をして、着手をしていくことになるというふうに思っております。

ただ、かなり期間もありますから一遍に全部、最初から事業を全部決めてかかるということにも、恐らくならんだらうと思いますし、必要があれば恐らくそういった機会も、また当然考えていかな

ければいけないことになろうというふうに思いますし、またこの総合計画にしても、前期後期で5年、5年でいきますから、もう5年先といひましても、4年、3年前ぐらいから現実にはヒアリング等に入っていかなければいけないということもありますから、そういった総合計画との兼ね合いを考えながら、必要性があれば、またそれは考えますけれども、できるだけ今、今現時点でいろいろ出されている要望については、ある程度町としては把握をしておるつもりでありますので、その辺を十分踏まえて、また事業等についての精査をしていくことになろうというふうに思っております。現時点では、今そういう形で考えております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 何点かまた思いつくんですが、総合計画に基づいてやっていくと、きょうも予算説明の中で第四次総合計画で随分出てきましたけど、私が認識しているのは、いわゆる議決をした総合計画の文書であって、基本計画というのは結局まだ何も姿ができていない。私はこれについては随分とものを申しました。それも含めて総合計画と言われれば、随分と私は疑問があるんですよ。それは、いろいろ意見を聞いて反映したんだと言われればそれかもしれませんけど、基本計画自身はまだ完成されていないと、そういう状況であることもよく認識していただきたい。

それともう1点、けさほどのやりとりを聞いておまして、前から思ったことがあるんですが、いわゆる10キロ圏内の有人離島の件です。この県の計算には1億5,000万円これ入っているんです。これをどう理解するかというのも、ひとつあると思うんです。

だからもう、安全対策と取引したんじゃないと、けさの町長の答弁ですが、私はいわゆる企業が来れば公害防止協定を結ぶ、火災の防災訓練をする、いろいろな一般的な、例えば原子力発電所をつくれば一般的な防災訓練と同じように、それに応じた特殊な防災訓練が当然されるべきだということで、10キロ圏内が設定をされておると思うんです。そうすると、これ費用がかかるんですよ、行政としても。

こういう例えば1億5,000万円というお金があれば、基金に積んでおいてその経費に充てるということはできんのかとか、いろんな思いつきがあるんですよ。こういう具合に色をつけていますからね、県が、1億5,000万円については、10キロ圏内の有人離島と。それはなぜかという避難、10キロ圏内の設定がそういう設定ですから。それはそれで考えてから、ばっさり町長と渚上議員とが平行線になりましたよりは、若干もっと複雑なもんがあるんじゃないかという私は感触をもっている、それは一般的な訓練だと私は理解をしております。

お金の性格については、私の見解も申しておかなければなりませんけど、これは今までどおり議会でも行政でもそういう方針をとっておられるし、あくまでも平生町の政策選択ではなくて、隣のまちにおける政策選択で、それも住民意思が合意されていないという話もございましたが、何度も

選挙をやって方針を決められて、そういう選択をされておるわけですから、いろんな主張をされる方はそれで自由な社会ですからいいですけど、そういう合意ができていないという議論は当たっていないと思います。

そういうことから、隣町の政策選択から来た交付金ですから、それは有効に活用していくのが当然妥当な活用法だと思いますし、10キロ圏内については、今のような当然活用方法が私は出てくるんじゃないかと、これは私の意見なんですがね、と思うんですよ。基金に積めるかどうかというあるんでしょうけどね。そういう考えです。これについて、余りにも総合計画と言われると、未完成なものに取りついてもらっても困るというのが1つ。

それと、安全のとらえ方についても若干もうちょっと幅をもっとらえられてもいいんじゃないかという感触を持ちましたから、それが1つ。

3点目に、住民の声をどう聞いていくかというのは、例えばぱっと何でも言ってくださいという集め方が1つあります。ある程度成案をつくって示して、これはあなた方が好きな横文字でいうパブリックコメントとかいってよく言うが、行政としての指導性を発揮して案をつくって、広く知らせて理解を得ると、いろんな方法があると思うんですが、この3点目については、今は当面聞く気はないという、これはちょっと極端な表現ですが、当面は今までの情報収集でおきたいということですけど、案は広く知られて理解を得るといえると思うんですけどね。

この3点ほどお考えを聞いてみたいんですが。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 前段の2点、最初の点につきましては、そんなに考え方は変わらないというふうに思っておりますし、それから、EPZ10キロ圏域の扱いについては、これは基金との兼ね合いにつきましては、総合政策課長のほうから答弁をいたしますが、恐らくこれは県と一緒に防災対策とか、そういうあれをこれから考えていくことになるんだろうと、そのための財政支援といいますが、そういう背景があるんだろうというふうに受けとめております。その辺については、また総合政策課長のほうから答弁いたします。

最後の民意の反映といいますが、これについても総合計画、総合計画と言うなということですが、我々、今一生懸命つくってきたから、どうしてもそこに思いがいくわけでありましたが、かなり今回は小さい対話集会を開いたり、今までにない形で住民との対話を積み重ねてきたというふうに思っておりますから、大方の傾向なり、それから考え方、さっきの耐震の問題を含めて、公共施設の問題を含めて、やっぱりどういう形でこれから考えていくのかということも、少しこれから整理をしていきながら、そしてまたそのことについては住民の皆さんにも、こういう形でこれから考えていきますよということも、もちろん議会はそうですし、住民の皆さんにもそういうことをまた示しながらやっていくということになるだろうというふうに思っておりますので、その辺について、行政だけ

が情報を集めてあれとこれをやったということにはならんように、我々も十分そこら辺は事業の選択に当たって、あるいは実施に当たっては十分配慮しながら、これからやっていくし、また必要な時点で状況に応じて柔軟にそこは対応できるケースがあろうと思いますから、その辺はまた考えていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それではお答えいたしたいと思います。

原子力防災の観点から、E P Z、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲ということで、E P Zという言葉でございますが、その概念に基づきまして10キロ以内に存在します有人離島に対して、このたび県のほうで交付金の調整を行われております。その金額につきましては、平岡議員おっしゃるとおり1億5,000万円ということで聞いております。

その1億5,000万円を活用して、例えば原子力防災にかかわる訓練等の経費に充てるための基金造成という御質問でございましたが、基本的には基金造成は、この交付金を利用して公共施設なんかを整備した場合の維持補修に充てるための基金造成は認められておりますが、今御質問の、その訓練経費に充当する基金造成ということにつきましては、私はそういう例は把握しておりませんので、ちょっと研究してみたいと今考えております。以上です。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） だんだんと、電源交付金の活用についても幅広くなっておるようです。ですから、今答弁ありましたようにいろいろな研究をして、いずれにせよ今言われた10キロ圏内のことは、県と一緒にあっても平生町も取り組んでいかなければならない課題でありますし、やっぱりそれは普通の自然体で当然やっていくべき、特別に意識することもなくやっていくべきことだと思いますから、いいと思いますから、ぜひ、いろんな、むしろこちらから提案して、私どもはこう考えているが、こういうような幅も使わせてくれんかという積極的な活用方法というのを、逆さまにこちらから持っていくという方法もありますんで、その点はぜひ皆さん方の知恵を期待しておきます。

それともう一つ、出された言葉に最後に言いますが、あんまりいい表現にならんかもしれんから、言いにくいんですけど、結局役場の職員の給料だけ上がったと、済んでみたら、財政が豊かになって、それは困るわなあという話も出てきているんですよ。それは、結果的に、ずっと運用をやって、今の今回の予算を見ましても、あんまり、それは苦勞はされたでしょうけど、それほどの苦勞がないと、そうすると何かというと、やっぱり国からの交付金、いわゆる財源が比較的この一、二年かなり財源対策が講じられたために、地方財政の予算立案が比較的楽になっておるんじゃないかという感触を受けています。そうするとこれから先もまだ事業をやるにしたって、大きなお金がくれば財政運営的には比較的楽になると、そうするとそこにそういう隙間が出るということで、そ

ういう声が出されておると思います。これは、結局済んでみたら負債額がパッと上がっていたという事態は、あんまり歓迎する状況じゃないと思いますから、これは老婆心ながらこれには答弁要りませんが、ちょっとそういう声が出ているということだけはお届けをしておかなければならないと思いましたが申し上げました。

ですから、とにかく要は透明性、積極性、今言ったように、こちらからもどんどんこういうものがやりたいという提案をしていく、これだけは確保して取り組んでいただきたいとこのように思っておりますがどうですか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の御提言というふうに受けとめさせていただきます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 次に移ります。

健康福祉課の業務に関してになるんですが、質問通告なんですが、この23年というのがかなりまた、これまで地域福祉計画をつくって随分努力をされたんですが、この23年も高齢者福祉計画、それから障害者福祉計画、介護保険の見直しといろんなことが大量に出てくる年度になっております。

この取り組みも大変だと思いますが、幾つかのことに気がつきまして最後に一つ具体的に言いますが、3年前に高齢者福祉計画を21年から23年間の分を19年から20年にかけてつくられたと思うんですね。

これをずっと見てみまして思うんですが、今現在でもアンケートがとにかく在宅というか居宅になるんですね、あなた方の専門用語は、みんな在宅と言いますが、居宅。私は在宅と言うほうがよく言いますから言わせてください。家において暮らしたい、介護を受けたいというのは、もうみんなの圧倒的な希望なんですよ。前回の表を見ても、調査を見てもそうですし、今でもよく聞くのが家で介護をして欲しいと、いつまでも家におりたいと、これがみんなの、そうするとこれはあなた方の用語では、通所型の介護支援ということになる。居宅型じゃなくて、いや居宅じゃなくて、施設、何かいの、ちょっと待ってくださいよ、これ読み直すのが大変です、あなた方の専門用語と普通使われている用語、住居系サービス、ごめんなさい、住居系いわゆる施設ですよ、施設のことを住居系サービス、と居宅系サービスというように分けておられるようですが、その居宅系の事業を多く望んでおられる、いわゆる在宅サービスですね。

その計画をつくるためにいろんな調査をされまして、気がついたことは、私は昭和20年生まれで、もう65歳になりましたが、私の1年後からがいわゆる団塊世代なんですよ。これから、昭和二十六、七年ぐらいまでが大量にこれから先、高齢化を迎えてきて平成30年、35年、40年にかけてピークが来ると思いますし、まだ、いわゆる長寿化が進みますから、まだこれも伸びる可

能性もあるんですね。それで、どうしてもそれに対応するためには、在宅系のサービスの充実をしていかなければならないと思うんです。

それでもう一つ、日本の介護保険の制度なんですけど、これは後から町長にも要望しておきますが、介護保険が始まったときに、社会で面倒をみるということで、家庭の介護力というのは評価をしなかったんですよ。家庭の介護力はゼロなんです評価が、今日でも。全部社会でやるということで、財政支援は家庭の介護にはゼロですよ。単独でいろんなことを紙おむつを支給したり、手当を支給したりというのがあっても、介護保険の制度としては社会で面倒をみるということで家庭の介護力の評価はゼロ、これは、当初出発したときに、ここで私は議論をしたこともあるんですけど、ドイツがちょっと先に進んだんで、北欧は家庭の介護力を最大限活かしているんで、家庭介護すれば6万円出しますよ、7万円出しますよというような金銭給付をする制度があって、当初はお金をもらったが面倒を見ないというんで、寝たきりの人が死んで刑事事件になるということもあったようなんですけど、だんだん社会のモラルも高度化して、ドイツでは家庭での介護という制度が、最近の報道を見ると定着しておるようなんですが、この介護保険の見直しについては家庭の介護力を評価するという方向は、ぜひこれから先の見直しで入れて欲しいんですよ。

これは、私どもも言いますが町長も発信する場があったら、今までの法体系を否定することになるという議論になって、簡単なことじゃないかもしれませんが、これは見直しの年に当たって、かなりあちこち論調が出ています。

これは、やっぱり家庭から、退職してでも家庭で見ようという人が多いわけで、そこに対する報酬はないんですね。そうすると、あるのは通所サービスなんです、社会で面倒を見るというのは、ホームヘルパーと通所サービス、そういう仕組みになっておるわけですが。平生町でこれを見たときに、この当初計画をつくったときには、23年から新しい居住系の施設ができるから、居住系の割合がふえるんだという想定をして計画をつくっております。その「なでしこ」が運用が始まるという前提で、この計画をつくってその施設系の人が増えて、在宅系は減っていくという想定で計画をつくっちゃってんですよ。この動きがこれから先どうなるかというのを、ちょっと読みを教えてください。

そこで、それに関連して健康福祉課のほうでいろいろ調査をしてもらいまして、介護支援がいる人の人数のまず流れ、要支援1から要介護5まで、この平成22年度の見通しが当初あるわけですが、案外よく見通しておられて当たっておるんですけど、当たってないところは、要介護1、2ぐらいが随分見通しよりはふえているんです。これは健康福祉課長が記入してくれましたから、皆よくわかっていると思うんです。この要介護1、2がふえるということは、だんだんたっていくと3になり4になり5になっていくという流れになっていく、これから先まだこの数値はこれから二十四、五、六の想定をされるわけですから、当然緩和されると思いますが、これをどうなっていくかとい

う見通しをもっておられるか、その中で在宅系と施設系の流れがどうなっていくという考えを、見通しをもっておられるかお伺いしておきたいと、これが1つです。

もう一つは、いわゆる先程言いました在宅で一番大事なのは、通所型の施設ですから、いわゆる通所介護と、医療費に若干ケアが脳梗塞などのような方がいわゆる通所の、また名前が……。いわゆる単純にデイサービスじゃなくて、俗にいうデイケアという施設ですね、これは平生町では、今度「なでしこ」で40床ですか、40ですか始まるんですが、これ今まではこの辺では柳井の施設しかなかったみたいなんです。これがどういう具合に流れていくかというのもありますけど、在宅であればこの二つが大きな事業なんです。

これから先デイケアという事業も近くで施設ができますから、今まで遠くに行ってこられた方もだいしょうつながりは変わるかと思いますが、家で一番世話になるのはデイサービスなんですよ、通所介護。これは数値を見ましたら調査しましたら大体いっぱいの状況になってるんじゃないかという感触を、いただいた資料から考えるし、ちょっと現場の状況の声も若干入っておりますが、そこでもあんまり、これ以上お世話できないのではないかという状況にあるのではないかと思うんです。この見通しについても2点目お伺いしておきたいと思います。以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 高齢者福祉計画に関連をして、この介護サービスの受給の動向とそれからデイサービスのこれからの予想、健康福祉課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） お答えをいたします。

今後の団塊の世代が大きく高齢化をするに当たって、今後の在宅と施設サービスとの伸びはどのぐらいかというようなこと、もう1点はデイサービスの今後の見通しについてでございます。

まず、最初の今後さらに高齢化が進むということで、今の具体的な数字でございますけれども、今後の予測でございますけれども、現時点が大体4,000人ぐらいでございます。65歳以上については4,000人でございます。これが10年後には大体4,500人ぐらいになるのではないかというふうな予想を持っております。

そしてまた、その後は徐々になだらかな人口減少ということでございますけれども、介護サービスの受給者はさらにふえていくだろうという思いでございます。大体现在が550人から60人程度が10年後には、六百二、三十人ぐらい、さらにその後、6年あるいは7年後には700人になるのではないかというような思いでございます。

先ほど「なでしこ」ができるから在宅の方が少し減って、このたびの23年度から「なでしこ」の方にグループホームが18床、それから社会福祉協議会の方に新たにまた7床が9床になりますから2床ほどふえて、合計20床ふえることがございます。そうすると、在宅でお暮らしの方、重

度の方でございますけれども、この方が、そういった施設系のほうに行かれるということで、在宅を減らした計画をつくっておるということでございます。一度は減りますけれども、また、そういった受給者分については右肩上がりですと進むであろうというような思いでございます。

それから、デイサービスのことでございます。町内には今社協さんが3施設、それからあとは有限会社のほうが2施設、合計5施設でございます。町のほうで大体150名ぐらいの方が利用されておられますけれども、そのうち町内のほうには115名ほど利用なさっておられます。この方々の利用、それともう一つは、町内5施設で定員が105名でございますので、ここ10年ぐらいはほぼ大丈夫ではないかというふうな気がいたします。

さらに、先ほど言われましたように、「なでしこ」のほうに通所のリハビリテーションもできます。こういったところも利用できます。さらにはデイサービスにつきましては柳井圏域で考えますので、現時点においても柳井あるいは田布施のほうにもそういったデイサービスに行かれておられる方もおられます。そういったことで圏域の定員数で考えますと、ここ10年はおおむね大丈夫ではないかというふうな見通しを持っております。

しかし、それを過ぎますと、やはり右肩上がりですと受給者の方が施設よりデイサービスを利用される方がどんどん起こってくると思いますので、その後につきましては、また第5期の介護保険事業計画、あるいは第6期の介護保険事業計画の中でその辺りの環境整備というものはしておかなければならないのではないかな、当然またそういったことを意識しながら進めていかなければならないのではないかなというふうな思いをしております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今、ちょっと小さい動きを質問いたしまして答弁いただきましてありがとうございます。

それで、もらった資料の分析や見方はそれはお互いいろいろあるんですが、これから要支援から要介護5までの数字が、平成22年度の当初の推計では662というのを推計しておられて、23年の1月現在で692で30人ぐらいオーバーをしておるんですね、これはいえば平成24年度に想定された数字に近い。だから2年早く想定より進んでおるんじゃないかという感じを、61ページ。先ほどの数値とはちょっと若干違うんですね。これ記入してもらった数字、私がつくったんじゃないですよ。続けます。ですからもっと早い勢いで進むんじゃないかと思うんです。

だから被保険者に対する認定率も、当初の22年度見込みが16.8%でしたが、実際には17.5%が23年の1月現在での数字なんですよ。だからこれよりちょっと早く進んでおるんじゃないですか。

そうすると、どうしてもこれから団塊の世代が在宅で介護をするとなると、夫婦どちらかおればどうしても家でやりたいということで、このスピードはもっと速くなるんじゃないかという、私は

この数字から予測しておるのです。どっちかが悪くなるから片一方が診るということで。ですから、デイケアの場合は通所リハというやつですね、あなた方の言う通所リハ。これから先ふえるのは訪問介護、通所介護この2つがどうしても在宅であればふえてくると思うんですけど、これは予想以上に私はもっとふえると思うから、この計画は今つくられると思いますけど、この3年間の動向を見たらそっちにいくんじゃないかという感触を持っております。

そこで1番目のほうの質問は動向をどう考えるかということですから、見解が違えばそれでいいけど、私としての意見はそういう方向ですから、もっと危機感を持ったほうがいいんじゃないかという気がしております。

それと2番目、私この介護の事業を見て社会福祉協議会のやっぱり役割というのは本当、うちは当初介護保険を始めるときに、事業所はここしかなかったですからここに抱っこにおんぶで始めて、今は包括支援センターを中心にして、もうほとんどこの社会福祉協議会でいろいろなことをやってもらっているというような状況で、今回定例会に、例の指定管理者の議案が出てますが、何で社協のところだけ3年であろうかという不自然な感じも、町長いろいろ説明しておられましたけど、あくまでも公募ということからいろんな制約があるのかなと思いますけど、公募というよりは総合評価があるんじゃないかと思うんですよね。なぜかといいますとこのデイサービスの事業は重度のというか手間がかかる方。重度が進んでおったり、辺地であったりそういうところは社協で随分面倒を見てもらっている感じがするんですよね。そして、もっと程度の軽い方を中心に民間でやってるような傾向を見受けます。なぜかという、これは私は仕事してよかったなと思うんです。私は仕事をしています。仕事柄、特養だとか有料型の病床群だとか、それからデイサービスセンター、あと随分自分で修理とか何とかで出入りするんですあっちこっち。民間と公に近いとこの違いがよくわかるんですよ。民間のところは若干採算も思われますから、こういう人らがここへ集まっているなという感じほど、比較的軽い方を集めて効率よくやっておられるという傾向を見受けます。施設もそういう施設です。

ところが公に近いところというのは、特殊浴槽なんかもちゃんと備えて、重度のことも対応していると。社協のほうもずいぶんと、例の福祉センターのほうに今度は特殊浴槽も入れられたという話も聞いておりますけど。そういう点では、社会的使命を随分果たしておられるなというイメージを持っておるんですよ。ここともっとある意味では連携するほうが、平等にあなた方は考えなきゃいけないでしょうけど、状況としてはそういう状況じゃないかと思うんです。だから、どうしてもリスクの高いところを社会的使命を感じて受けておられると。したがって、社協のデイサービスが多いんです。別に、包括支援センターをあそこで運営しているから自分で取るのではなくて、あくまでも提供を受ける側の自由で選んでおられるから。

ですから、例えば尾国地区にありますデイサービスセンターというのは町内は8名ですが、町外

は58名おられるんです。あそこは案外人気があるんですよ、町外の方々にも。

これはやっぱり、先ほど私が言った各施設を回って体験している傾向というのは反映されてると思うんですよ。そういった意味では私は社協のデイサービスというのはもう満杯になっているんじゃないかという感じがするんですが、しかもこれは質の高いサービスもしておられますし、そういう感じを持っているんですが、どうですか。

議長（福田 洋明君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 今の御質問でございますが、社会福祉協議会が運営しているデイサービスについては、利用はかなり満杯状態であるということでございますかね。ちょっと調べました数字で具体的に申し上げたいと思います。

社協さんのほうで、まず曽根のほうでございますけれども、名称が「はつらつセンター」と言います。定員が25名で現在この23年1月分でございますが、43名で337回利用しておられます。月曜日から土曜日まで開設しておられますので、1日当たり15名の方が、平均でございますけれども利用しておられます。

大野にございます「ほのぼのセンター」でございますが、定員が30名、ここでは49名の方が406回利用しておられます。水曜日がお休みでございますので週5日開設をしておられまして、1日当たり21名の方が利用されておられます。

そして、佐賀に新しくできました「さが・みんなの家」は定員が10名で8名の方が利用されておられて56回。ここは火曜日、木曜日、土曜日でございますので1日当たり4人利用しておられます。

利用に当っては、それぞれの御家庭の御都合等々がありまして、すんなりとはいかないと思えますけれども、こういった利用状況から先ほども言いましたように、かなり忙しいとは思いますが、まだまだもう少し余力があるのではないかというふうなことを思っております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） いろいろ資料をもらったのと施設の状況から私の考えを申しました。数値的には突出をしている状況なんですがね。これがどうしてこうなっているかという理由はいろいろあるでしょうけど、1日平均15人とか21人ということは25人であったり、15人であったり、動くということですよ。これは当然仕方ないと思うんですがね。

私はこれで報告ありましたように、いや当面やれてるんだという話ならそれはそれでいいですけど、先ほど言いましたように、これから先この数字よりはもっとスピードが上がって人数がふえてくる、そうして在宅を望まれるという状況がありますから、こういった点は強化をしていく必要が、急いで先ほど10年ぐらいは大丈夫だろうという話をされておりましたけど、もっと急いだ対応が

必要なのではないかという感触をこの調査で持ちましたので、特に重度というか困難な介護の方ですよね。先ほども言いましたように辺地であったり、重度であったり、こういった対策が手一杯だからできんとそういうことが絶対に起きないように対応だけはしておいていただきたいという要望を持っておるんですよ。これを要望して終わりたいと思います。以上です。

.....  
議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは通告いたしました、これからの平生町政をどのようにかじ取りをされるのかを質問いたします。

現在地域社会を取り巻く変化は大きなものがあります。町長に就任当初理想とするまちづくりがあったと思いますが、現実には、まず、財政を立て直す必要がありました。1期、2期、3期とそれに費やされ、その間に社会情勢も変化し、それは経済であったり、国の政策であったり、価値観の変化であったりしますが、それにつれて町民の町政に求めるもの、まちづくりのあり方も変化しているものと考えます。住民福祉の向上を本旨とする、自治体運営の責任者である町長は方向性を見失わないよう、民意を的確に捉える必要があります。社会の変化に応じた民意を問うための方策、手段の変化はどのようであったか、お尋ねいたします。

また、住民の声を聞くことで得られた平生町らしさは何だと考え、それをどう生かしてこれからの行政運営をされるのか、人とまち「きずな」でつなく元気な平生、という第四次総合計画の将来像に込められた町長の思いを、まず伺いいたします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後2時10分から再開いたします。

午後1時49分休憩

.....  
午後2時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ここでお諮りいたします。平岡正一議員から本日の本会議における発言について、会議規則第59条の規定により、一部を取り消したい旨の申し出がありました。この申し出による取り消しの発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、発言を許可することに決しました。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 先ほどの私の一般質問の中で、 に関する発言については取り消したいと思いますので、議長のほうにおいて取り扱いをよろしくお願いいたします。

議長（福田 洋明君） ただいま平岡正一議員が取り消しの発言をされました。

お諮りいたします。発言の取り消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがいまして、平岡正一議員からの発言の取り消しを許可することに決しました。

山田町長。

町長（山田 健一君） 細田議員のほうから町政と関連をして、民意の把握について、まず手法の変化はあったかと、こういうことでございます。

御質問にもありましたように、ちょうど町長就任して12年が経過をしました。社会情勢、国際情勢から含めて、平生町を取り巻く状況というのはこの間随分変わってまいりました。また当初町の考え方というものも、町のというか町長としてのいろんな思いもございしますが、一方では厳しい財政の現状という、これまた避けて通れない課題が一方であるという中で、最大限民意の把握に努めて、住民のニーズにこたえていける、こういう町政を目指して取り組んできたつもりでございます。

しかし、そうはいつでも時代とともにいろいろそういった変化があるものですから、この辺については我々も意を十分に払って対応していかなくちゃいけないということで、特に今回は先ほどから総合計画の話が出ておりますし、地域福祉計画等特に昨年は住民とのいろんな懇談会の場、こういうものをたくさん設けました。そういったかなり丁寧に民意をくみ上げる努力をしてきたつもりでございます。特にまちづくりアンケートなんかについても、従来はこれはどうですかというような画一的なアンケート調査がややもすれば行われるんですが、今回は特に満足度、それから実感目標、こういうような実感目標につなげていけるような満足度調査をするアンケートにして、特にそれが、その結果を踏まえてどういう施策が求められるのかというようなところ辺まで引っ張っていけるような中身にさせていただきました。

また、地区の座談会も集まって、特に小さいグループに分かれていただいて、来られた方が何も言わんで帰るといふのじゃなしに、必ず小さなグループの中で一言、二言、最低でも発言をして帰っていただくというような形の言ってみればワークショップを実施をして、意見交換会を実施をしていきました。そういった、あるいはまた、これは先ほどから言われておりますがパブリックコメントとか採用させていただいて、いろんな意見が今寄せられるようになってきた。

もちろんホームページ等で寄せていただく方法も、こういう情報化社会の進展に伴って町としても対応をさせていただいておりますけれども、できるだけ民意を幅広く、そしてまたニーズにこたえていけるような、我々としてもやっぱりそこら辺の感覚を研ぎ澄ましていけるように、これからもいろんな対応を考えていきたいというふうに思っております。特に女性の意見といひますか、女性の登用等については、特に今回は総合計画策定に当たっては、男性の委員が16名で女性が

14名ということで、ほぼ半分に近い四十六、七%ぐらいの比率になるかと思えます。一番当初の計画をつくるころは女性が2人とか、あとは皆男性というような感じでありましたが、三次のときが女性が11名、今度の四次計画で14名、その前は2人とか3人とかというような状況でありましたが、それも時代のやっぱり一つの変化を受けての対応だろうというふうに思っておりますし、これからも民意の把握にはしっかりいろんな形で対応しながら努めていくのが、まずベースだろうというふうに思っております。

それから、同時に平生の将来像に関連をして、平生らしさというものを大事にしていかなきゃいけないということで、平生らしさというのは何かと聞かれたんだろうというふうに思うんですが、今も申し上げましたように、町づくりアンケートを実施をしましたが、その際に「平生町のよいところは何か」という問いを、設問を設けております。その中で、「自然が豊かである」、「温暖で住みよい気候である」、これはやっぱり断トツで多いんですが、そこにその後「通勤、通学、買い物が便利である」というのと、「近所づきあいや人間関係が豊かである」、これが他の回答に比べて比較的高い結果となっております。こういった人間同士の、人間関係といいますが、ぬくもりのある地域の連帯感といいますが、そういうものが皆さんのアンケートでもそういう形で反映されているのかな。とりわけ今、昨年でも夏ごろからいろんな無縁社会とかいろんなことが言われ始めておまして、孤独死とかそういう社会現象の中で改めて地域のそういったきずな、連帯感、つながり、ぬくもりと、こういうものを大事にしていかなければいけないというやっぱり気持ちがございます。そういうものの中でまちづくりをやっぱり進めていくことが一つ。

もう一つは、やっぱり地域のいろんなやっぱり人材、資源、言ってみれば地域力といいますが、そういうものをどう引き出していくのか、その地域力をやっぱり引き出して誘導するといいますが、そういうことを念頭に置きながら、人材の育成等を含めて今回の総合計画につなげていけたらということで、そういう思いを込めて、こうした今回の総合計画の策定に至っておるというふうに考えておるところであります。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今民意をくみ上げるために、丁寧なアンケートの調査にしる、それから座談会にしる、パブリックコメントにしる、女性の登用にしる、いろいろやってこられた。一定の成果を上げられておられると私も思いますけれど、まだまだ参加率や理解の深さなど課題もたくさんございます。

また、第四次の総合計画は、おおむね総花的なもので、計画とはそうならざるを得ないのはもちろん理解しておりますけれど、文章の端々から最初のほうで覇気といましょうか意気込みを感じとるのは難しいものです。トップの確たる信念が職員を動かし、町民も動かし、今町長は人間関係が平生町は豊かである、それが特徴で、地域力をどう引き出していか、人材の育成をどうしてい

くかという思いを話されましたけれど、そうしたトップの確固たる信念、思いをしっかりと発信されることがこれからももちろん必要だと思います。

反対に、国会や一部の地方で見られるように、トップの言動が議会の混乱を招いたり、住民の困惑を招いたり、財政への多大な影響も与えていますので、トップの意識は本当に組織全体の意識にかかわります。そういった意味で、町長はどのようにして町政への情熱を維持し、また日々新たな目的を目標をつくっておられるのか、将来に向けた政策を導き出す力など、どういうふうに自分のうちで育ててらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） トップの言動というのは、大変重いし大事だと思います。やっぱりそのためには、町としてまず町のここの役場といいますか、職員が本当にその気になって、やっぱりやっていかなきゃいけない。

また、町のここの体制というものも、しっかり住民の目線を大事にした行政をやっていこうと。こういうことは常に私も、今までも申し上げておρισして、とにかく町民のやっぱり信頼がなければ行政というのは前へ進まないというふうに思います。そのためにはまずやっぱり職員も、本当にできるだけ関係のところは地域に飛び込んでいって、いろんなやっぱり住民の皆さんと汗を流すところは流す、そして接点を大事にして頑張ってもらおうということで、いろんな機会を見ながら我々もそういう話をさせていただいております。

特に私は今、これから少しやったり来たりの形にしていきたいなどは思っておりますが、毎月今全職員にメールを出して、それぞれ私の思いを職員に伝えながら、ぜひ接遇の問題から含めて、こういうのは住民の皆さんにとってこういう役場であってほしいということを職員にも発信を今毎月させていただいておりますけれども、その辺も踏まえながら、これからもぜひ、まずはここが元気になることが、職員が元気に頑張ることが、町がまた元気になることだということで、それぞれ課長会、それからいろんなそういった職員とのやりとりも含めて、今町長としての発信をさせていただいておるとい状況であります。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 町長におかれましては、健康に留意されて、しっかり元気の循環をつくっていただきたいと思はすけれど、次に質問するのは、具体的にじゃどうしていくかというお話で、コミュニティビジネスについて質問をいたします。

全国の大方の自治体は、自治体と同様に平生町も高齢者が増加し、少子化で人口が年々減っています。先ほど行政報告でもありましたように、町内の経済状況もなかなか好転せずに税収も減少しており、非常に厳しい状況です。

また、今地域ではまだ豊かな人情が残っているという話ではありましたが、また先ほどの平

岡議員のお話ではないですけど、高齢化が進んで介護の問題などいろいろ厳しい状況があります。そうした中、地域の再生や活性化は大きな課題なのですが、私としてはコミュニティビジネスを起爆剤として使えないかと考えております。第四次にはいろんなものを書いてありますけれど、具体的にコミュニティビジネスはどうだろうかと私は提案したいのです。地域の資源を使って地域の人々が、地域の課題をビジネスの手法で解決していくというのがコミュニティビジネスなんですけれど、こういったお考えを町長はお持ちでないかどうか、お伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） コミュニティビジネスを一つのコにして、これから町政の起爆剤にしたかどうかという御提言だと思います。

先ほども言いましたように、町長に就任をして、地域の活性化というのは一つの大きなテーマでもありますし、ちょうどあのころコミュニティビジネスばやりで、随分町においても何とか具体的な手がかりが受けられないかなということで、私なりに努力もしましたが、結局はいろんな国県の支援策も今もまだあると思いますが、町としてもそういうバックアップをしていこうということのつもりで対応してきた経緯もあります。

問題はだから、先ほど言いましたが「人」です、人材。だから人材をどう育成してそういう地域で、あるいはまたそういう本当にコミュニティでの課題となるような福祉から健康から環境から、教育、文化、いろんな面があると思います。それを一つの社会的な課題をある意味ビジネスとして、業としてやっていながら、一つのいってみれば純粋に利潤追求だけじゃなしに、そのことが社会的に評価をされるような一つの活動ということで、結果的にはそのことが継続性を持ってやっていけるようなビジネスになって、お互いによかったというような仕組みを考えていきたいものだというふうには、常々私も思っておりますが。そのためにも今いろいろ人材の養成について、今我々が考えておるのは特に今度新しい総合計画がスタートしますから、その中でもこの地域でのそういった人材を発掘をし、養成をしていく。

この前地域の力発揮事業というのをやりましたけれども、ああいうあれはもう単発で年度で終わってしまっておりますが、あの中にも業としてやっていったらどうかなというような目というのはあります。それを担っていただけるような方をやっぱり養成をしていくといいますが、養成と言ったら言葉は変ですが、頑張っていたいただけるようなバックアップを行政ができるように、そういうやっぱり基本は人材だと思いますので、その辺を含めて体制づくりをしようということで、まちづくりの今回、けさほども提案をしておりましたが、まちづくり条例というのを今からつくっていきませんが、それぞれの住民は、住民としての役割、使命、そしてまた果たしていける可能性というようなことを含めて、これからそのすそ野を広げていきたいというふうに考えております。

したがって、今この分野でこうしたらいいというのは、すぐ今、頭にあるわけではありませんけ

れども、確におっしゃるようにコミュニティビジネスを一つの地域の活性化あるいは協働の取り組みの起爆剤といいますが、になり得るもんだというふうに認識はいたしております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 地域にはいろんな方がいて、そういった思いの目を育てる、バックアップしていくというのが町としてやっていくべきものだというお話がございました。

例えば、人材の育成においてもコミュニティビジネススクールみたいなものをつくって、以前県では女性の企業支援でいろんなバックアップ事業をしておりました。なかなか県まで行くというと、やっぱり一部の人になります。これが町内でやるといういろいろな方が参加できて、いろんな例えばコミュニティビジネスをつくるとしたら、どういった課題があって、これにどういった資源が使えて、どういうふうにして資金を集めたらいいとか、そういったノウハウを教えながら、地域の課題を気づきながらというスクールみたいなものがあれば、住民の意識がぐっと広がるのかなと思います。

というのが、今例えば県の柳井農林事務所とか水産事務所とか何かで女性の企業をバックアップしておりますよね。特産品センターもそうですけれど、これも同じようなものだとコミュニティビジネスと同様なものだと思います。ただ、なかなか伸び悩んでいるところもありますので、そういったところに専門家が少し助言を入れると、またぐっと伸びていくんじゃないかと思います。

そういった町独自ではできないけど、中間組織みたいなものを町がつけることができれば、例えば資金なんかでも風車ができるときに市民風車はどうだろうかというお話がございました。そのときに市民風車があるのなら出資したいというようなお話もありましたので、そういった出資金を集めるのも、町が一枚かむと割と町民の理解や協力が得られやすいでしょうし、そういった意味で町がもっともっといろんなところで進めていただけたら、平生町の中もすごく活発になると思います。

一つの人材育成の方法としてコミュニティビジネスはどうだろうかとは私は思っておりますけれど、それ以外でもその人材育成をどうしていくかというあたりを今町長はしっかり考えてらっしゃるようですし、まちづくり条例の中にそれも入れておくよとおっしゃるのでしたら、そのあたりのことをしっかり注視して、これからもいきたいと思います。以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今もお答えをしましたように、この人材、リーダーの養成、育成、支援ということについては、大変大事なテーマだと思っております。ぜひこういった起業、特に女性の起業は結構山口県でもいろんな地域で頑張ってやっておられるケースもありますので、いろんな事例もありますので、そういった講座とか教室だとかというのは、一つ検討してみたいなというふうに思っております。全体の地域リーダーを養成をしていく、その一環として、そういう位置づけをしながら、これからもコミュニティビジネスについても、検討させていただくということをお願いをしたいと思います。

議長（福田 洋明君） これをもって、一般質問を終了いたします。

議長（福田 洋明君） これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（12番 河内山宏充君） それでは2点ほど朝方の行政報告、前段もかなり所信のほうに關してもかなり長くお話していただいたんですけども、ちょっと気になったことがありますので大きく分けて2点ほどお尋ねをいたします。

まず、1つ目なんですけれども、言葉ということでお話をいたします。話し言葉ということですね。先ほども少し問題がありましたけれども、気づいたのが造語というか特に耳ざわりだったウルトラ猛暑、議会の場でこういう造語を使われて、いつかも適切な表現方法できちんとお伝えをしていただきたいというような申し入れは、随分と前に議会からもしたと思うんですけども。ウルトラ猛暑という言葉が普段私使ってないので、どうしてこういう言葉が造語系で奇をてらったというか、そういう言葉を使われているんですけど、もっと素直に伝わる言葉を使って語りかけられるべきじゃないかな。これは提言も含めて気づきましたので、もっと普段言葉でお話をされるべきじゃないか、そのことを申し上げます。

それと、やっぱり気になるのが「きずな」というイントネーションですね。イントネーションは地方においては、方言とかそれは違うというのはわかるんですけども、どうしてもこの地方の言葉で「きずな」が、「きずな」という発言になられると、これキャッチとしてひとり歩き今から10年間しますから、改めて伝わる言葉の力強さが伝わってこないということを改めて申し上げて、まずこの2点について御感想をいただければと思います。

それと、もう1点目なんですけれども、再三予算の編成テーマから新年度の予算のテーマから第4次の総合計画ということでお話が随分と出てきました。先ほどもいろんな形で住民の皆さん方とお話をしてきたよと、確かにそうだと思います。満足度も調査をいたしましたよと。座談会にしてもグループ分けをしてワークシェアというか、そういう形で皆さんと検討してきました。今からそれをまとめて10年間、5年、5年、分けてやっていきますというようなお話であったんですけども（発言する者あり）何か違いました。

議長（福田 洋明君） 暫時休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後2時38分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号平成22年度平生町一般会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号平成22年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

議案第4号平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、平成23年度予算の質疑を行います。一般会計につきましては全般と歳入は一括、歳出は款ごとに質疑を行い、特別会計につきましては会計ごとに質疑を行います。

まず、議案第5号平成23年度平生町一般会計予算について質疑を行います。一般会計予算全般について質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（12番 河内山宏充君） 失礼いたしました、先ほどは、改めてお尋ねを。お尋ねというか確認というか、どうしてこうなるのかなということでお尋ねをいたします。

まずお聞きしたいのは、平成23年度予算案と第四次平生町総合計画の絡み、どういう絡みに位置づけになっているのかなということでお尋ねをいたします。

第四次総合計画、議会の議決ということで、12月定例会で議決をさせていただきました。その後、準備をして、この3月議会で新年度予算ということで、今新年度予算が上がってきているわけですけれども、これは第四次総合計画のスタートの年、初年度ということですね。私たちの手元の中には総合計画もなければ、先ほども一部御質問の中に計画の目標もないというような御発言など、

私もそのように思います。

新年度の予算を最初のスタートにする、審議するのにこれからの5年間、少なくとも5年間の計画も、基本計画がなければ、なかなか町全体を先を見越した判断というのを私たち、つきにくいと思うんですけども、私たちの後ろにも住民の皆さんの声があるし、町長の背中の中にも住民の皆さん、町長はなかなか先ほどから車との両輪というようなことを言われてますが、同じ土俵にどうしても上がれないような気がして、お話ができない状態ではないかと思うんです。言葉ばかりが先に進んでいるような気がするんですけども、資料として不足しているんじゃないかというふうに私は思っているんですけど、なぜ23年度の予算案のときに総合基本計画等が公表されないのか、そのことをお尋ねをいたします。以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総合計画につきましては、基本構想については御承認を議会でいただきまして、その際に策定をさせていただいております、あわせて基本計画について、全員協議会でお示しをさせていただきました。皆さんからもいろいろ、また計画の中身についても御指摘をいただいております、今はそれらを踏まえて製本といいますが、つくっている段階で流れている基本的な理念なり、それから基本計画の大綱といいますが、そういうものについては恐らく目を通していただけましたので、御理解いただいているだろうというふうに思っております。

中身の、個々の事業がどうなっておるといのは別にしましても、一応構想に従って計画をやって、それも一応前期計画というようなことで構想を具体化させていただいておる。それをベースにしながら、新年度の予算との整合性というものを図らせていただいたつもりであります。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（12番 河内山宏充君） 大変何というか、100%私たちが信頼していただいたような御発言で、私は大変うれしいんですけども、実はとても不安なんですよね。結局これが議会と行政の協働なんだろうかと、メインテーマをみんなで作ると書いてありますよね。やっぱり1回出したら普通資料というのを今まで出されて、私たちも悪いのは悪い、自己反省も含めてお尋ねするんですけどね、きちんとしたものができているのなら、前もってでもきちんとやっぱりいただいとかなないと、またそれにあわせた手順が要るんじゃないか。新年度予算は初年度のスタートなんですから、そのときには少なくとも私たちというか、私たちの後ろにおる住民の皆さん方にも少なくともある程度公表できるものがなければならぬんじゃないかなという気がするもんですから。

再度なぜできなかったのか、そういうことはぜひにんのようにもうおまえらには見したじゃないか。それは大変おっしゃるとおりです。だけど今それを審議する場なんですから、改めて出させていただくということはいかなるんでしょうか。お尋ねをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 個々の計画についてのいろいろ御指摘については、また施策のよしあしはあろうと思いますが、総合計画については、この前もそうですし、皆さんにもお示しをさせていただいて、意見があれば、まだ今から十分手直しもしますから、意見を聞かせてくださいということでも皆さんにも説明をさせていただいて、それがベースになっておりますよということですから、一応それとは違うものを今我々つくっているわけじゃありませんし、今は製本をしてる段階ですから中身は変わっておりません。そういうことです。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（12番 河内山宏充君） 私の伝えようが多分悪いんでしょうね、町長に。だから、先ほどちょっと言いかけたような感じで。やっぱり伝える言葉をもっと勉強しなきゃって、まず町長とお話するときには思います。

もう一度お尋ねをするというか再度申し入れというか、要望も含めてなんですけれども、総合計画というのは基本計画、私たち基本計画とセットで総合計画というふうに呼んでいるんですね。今町長が言われているのは、総合計画だけを言われているような気がするんですけれども、やはり議決するのは、ごめんなさい、基本構想ですね。ごめんなさい、言葉訂正いたします。基本構想と総合計画、ごめんなさい、基本計画ですね。やっぱり基本計画は私たち、議決もしてないし、それは確かに全協でお話は聞きました。だけど、そのはっきりとした形というのは、この議会の場で新年度予算のスタートのときに、どうして一緒に上がってこないのでしょうかというのがメインなんです、お聞きしたいのは、今後10年間、そして5年間の短いスパンの間でも、その初年度のスタートですね。資料としてやっぱり、これは補足しておく必要があったのではないのでしょうかということが私の質問の趣旨です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 資料としてはお届けをしてあると思いますので、それと変わっておりませんということを私は申し上げております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、歳出について質疑を行います。議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） 59ページの役務費の老人福祉センター登記費用263万8,000円、これちょっと説明していただきたいんですが。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 健康福祉課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 老人福祉センター登記手数料のことでございますが、これにつきましては老人福祉センターを平成3年度ごろに土地を取得いたしまして、現在のような建物を整備いたしております。土地代についても、売買契約をしてお支払いをしておりますけれども、一部分筆登記がなされておりました。未分筆者は9筆で7人の方でございます。今年度23年度と24年度にわたりまして、これをきちっと登記をする方向で今予算のほうは上げさせてもらっております。未登記がわかったのが、財産台帳を整備しているときにこのことがわかりまして、今後きちっと整備をしてみたいということで御提案をさせていただいております。

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） そうすると、町のほうに所有権を移転するということですか。登記費用が260万円ですか、263万8,000円、これは司法書士に頼まれるんですかね。それとも私が何回も言うように、町で本人登記すりゃ、しっかり安うなるんですよね。何で、私はずっと全部自分で登記をしてきますがね。なぜこれ、司法書士に多分頼まれるんじゃないと思うんですが、その理由は何ですか。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） お答えいたしたいと思います。御質問の老人福祉センターの措置につきましては、先ほど健康福祉課長から申し上げましたとおり、土地を取得して用地代については払っておりますが、分筆登記と所有権移転登記は済んでおりませんでした。このたびそれが発覚いたしましたので、まず分筆登記を行った上で所有権移転を行いたいと考えておりまして、分筆登記を含めたもので、現在260万円何がしの予算計上をさせていただいているところでございます。

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） 分筆登記はわかったですね。分筆、それは測量士でないといけません。私が聞いたのは、所有権移転をなぜ司法書士に頼むかと。本人登記で役場が申請すればできるわけですからね。そうすると、今の登記費用がものすごく少なくなるわけですよ。今まで何回か私は、

このことは言うところと思うんですがね。そんなに難しい手続ではないんで、なぜそれをいつまでたっても司法書士に任せるのか。その辺がちょっと明確にしていきたい。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩します。午後3時15分から再開いたします。

午後2時56分休憩

午後3時15分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） 老人福祉センター登記手数料についてでございます。先ほどお答えいたしましたけれども、私の言葉足らずで申しわけございませんでした。263万8,000円の予算額でございますが、そのうち境界確認がほとんどございまして、境界確認と分筆を合わせたものが約240万円、それ以外が所有権移転に関するものでございます。行政としてできることがあれば、極力やるようにして取り組みを進めたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） 65ページの児童福祉費ですが、柳井ファミリーサポートセンター、これは去年でしたか、柳井の事業仕分けですね、中止になりました。再度復活をしたようですが、これちょっと経過をちょっと簡単にお願いをしたいんですが。

議長（福田 洋明君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 柳井ファミリーサポートセンターの事業仕分けの経過でございます。御案内のように1市2町、柳井市、平生町、田布施町で行っております。昨年事業仕分けがございまして、委員のほうから事業は不要であるということでございましたが、1市2町の担当で集まりまして、この事業につきましては次世代の行動計画にも位置づけているということ、あるいはまた1市2町の市民、町民からもぜひ継続してほしいという御要望があったこと。こういったことで事業内容を精査をいたしまして、継続をしようということになりました。以上でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、公債費、諸支出金、予備費について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、給与費明細書から地方債の調書まで一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして特別会計予算について質疑を行います。

まず、議案第6号平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） これと同時に後出てきます保険税の改正とも絡めて、この予算で税率改正でどれだけの増収を見込んでおられるんですかね。

それと、今医療費がどんどんふえてきて、かといって保険料収入は減ってくると。どう賄っていくかという、この会計全体の存亡の危機のような状況だと思ってるんですよ。上げたからって、簡

単に滞納がふえて、税収は思ったほど上がらないと。そういう結果も予測されるんですけどね。

1つは、どれだけ効果があると思われるのかと。それと、これ町長ぜひ答えて。今後、これじゃあほんと大変な危機ですよ、この会計の。前にもちょっと言いましたけど。それについてどうお考え、対応されようとしておるのか。もうこれだけで町だけでどうしていくという展望が開けるのかどうかということもあります。

それともう一つ、議会のほうからの要望で附属資料が出てきました。これ随分不親切なんですよ。これを見ますと、近隣との比較がこれにも、こういう表をつくるときにはちゃんと平生町も入れて欲しいんですよ。後で自分でも比べられんことはないですけど。それと、後期支援分とか、これは上にはないのを、ここだけ今度はつけちゃってんですよ。これは何を比較せえという資料なのか、この説明を。以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 税率改正に伴う増資分等については、町民課長から答弁をさせますが、国保のあり方そのものについて、今御指摘ありましたように、相当我々も危機感を持って今この運営について、これは平生町だけではありませんけれども、今しっかり国のほうの議論の動向を少し注視をしておる段階です。

今の流れでは、ちょっと20何年ですかね、少し延ばされるような気がしますが、県を中心に改めてということで、知事会がまたいろいろクレームをつけておるようでございますが、我々とすればやっぱりパイを広げて大きな形で県においてやっぱりやっていただくという方向で。私も今国保の関係についてもいろいろ機会ありますから、県のほうともそういう話は町とすればこういう考えですよという話はさせていただいております。かなり運営に苦労しておるというのは実態でございます。特にまた医療費等についても、最近はかなり高額なやつが随分ふえてきております。ちょっと上げると、それがすぐ大きく響いてくるというような状況でありますから、かなり深刻に受けとめておるという状況で、何とかしなきゃいけないという気持ちは一緒であります。以上です。

議長（福田 洋明君） 安村町民課長。

町民課長（安村 和之君） 今回の改正で、約1,300万円の増収を見込んでおります。

それと、参考資料の表の比較ですかね。（発言する者あり）後期高齢、この一番下の表ですか。

議長（福田 洋明君） 暫時休憩いたします。

午後3時26分休憩

.....  
午後3時26分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

町民課長（安村 和之君） 一番下の表につきましては、近隣の現在の状況を入れておりますが、

その上の表に22年度分ということで町が入っておりますので、わざわざ入れなかったといいますが、平生町については22年度と今後改正した分の比較で比較したという表でございます。（発言する者あり）

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） いずれにせよみんな危機感同じだと思いますが、結果もこれだけ1,300万円、もう医療費の動向から考えれば、対応できる金額じゃないけど、何ぼか上げんにゃいけんという話かもしれませんけど。結局やっぱり保険団体として、保険者として規模が小さいからこういうことになるということになれば、ちょっといろいろ事態は深刻な面もあるんですが。

また提案理由の説明ありましたように、高額療養費が103%というような負担金がばさっと入って来ているんですね、1,000万円。これも聞いてみましたら、県下の平均からどうしても共同事業だからこれだけかかるということで請求されるからしょうがないという金額のようですが、もう1,300万円の税収がふえても、高額療養費で1,000万円ぽんと飛んでいくという中身なんですよ。いずれにせよ、お互いが発言できる場で根本的に考えていかんと、結局は上げて滞納がふえて悪循環になっていくという危惧がありますから、一応お話だけはしておきたいと思います。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第7号平成23年度平生町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第8号平成23年度平生町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第9号平成23年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第10号平成23年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第 1 1 号平成 2 3 年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第 1 2 号平成 2 3 年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第 1 3 号平成 2 3 年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第 1 4 号平生町書類送達に関する条例等を廃止する条例から議案第 2 2 号平生町営住宅条例の一部を改正する条例までの件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。  
平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 議案第 2 3 号、一般質問の中で若干触れましたが、指定管理者のところで（発言する者あり）ごめんなさい。失礼しました。

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第 2 3 号平生町心身障害者福祉作業所等の指定管理者の指定についてから議案第 2 5 号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまでの件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 先ほどは失礼しました。この 2 3 号で指定管理者の指定について、社会福祉協議会にかかわる分は 3 年間、次の 2 4 号の管理者の指定については、ほかのいろいろな団体がありますが 5 年間、提案理由でも若干町長触れられましたが、もうちょっと説明していただけないか。どうして 3 年になったかという。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今回先ほどの高齢者福祉計画を含めて、あるいはまた介護の、ちょうど介護保険が始まって 10 年経過しました。ここで少しいろいろ将来見通し、先ほど健康福祉課長のほうから説明をいたしましたけれども、将来の受給の動向、それから年齢動向、それから介護の状況、今いろいろもう一回調べながら、将来のあり方について、あるいは介護のもちろん施設から、体制

から、もう一度十分よく検討していこうということで。

少しこっこの老人集会所等については、そのまま地域の方々の力を活用していくけれども、こういった社会福祉協議会の関係については、いろんな可能性も含めて、少し全体的に検討しよう。できれば5年間で固定するよりは、3年程度の期間にして、いろいろ計画づくりもありますから、それとの兼ね合いを見ながら、3年の期間でいろんな検討をしていこうじゃないかという今考え方で、余り5年、10年と設定するのはどうかなというような気もしましたので、少しそういった全体の流れを見ながら、今回は3年ということで提案をさせていただいております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今いろいろ申されたことはそれで理解できますが、今回ちょっと質問に関していろいろとアンテナを立ててみた中で、社会福祉協議会とそのほかの同種の事業をやっている団体との間の意見の違いと申しますか、随分といろいろ感じました。これまで平生町にしてみれば介護保険の制度が始まって以来、いろんな弱者対策で社会福祉協議会が果たしてきた役割は大きいと思うんです。と同時に、いろいろと民間にも窓口が開かれた事業ですから、いろんな事業者がやって公平性を訴えると。こういう議論もあるみたいです。

そこで、1番こういふことで3年にせにやいけんという理由の中に、いろんな気遣いがあるってなんでしょうけど、これから解かれるためには包括支援センターですね、地域包括支援センター、この業務が社協に委託をされて、いろんな事業の入り口なんですよ、これは。スタッフも随分優秀なスタッフをそろえんとできん事業になってはおりますけど、4名ですか保健師とかいろんな資格を持ったり。それで、ここからいろいろ出てるようにも思いますんで、これから先3年かけて検討されるというのはいろんな意見を取り入れながらも、ここの問題を解決せんとなかなか進まんのじゃないかという気もしておりますから、そういった点はよく考えて議論をされると同時に、今まで社会福祉協議会に対して、町が頼ってきた実態というのがあるわけですし、介護保険始まって以来ずっとお世話になってきたというのもありますから、事業者が安心してこれじゃ仕事できんんじゃないかという気分もあるのはありますけどね。地域包括支援センターの業務とあわせて考えると、ここをされないと問題がなかなか解決しないような気がしますから、要望ですから、その点はちょっと十分当然考えてはおられるとは思いますが。気づきを申し上げておきたいと思います。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第1号平生町土地開発公社の平成23年度事業計画及び資金計画並びに予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、3月11日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に、日程第32、委員会付託を追加いたします。

・ ・

#### 日程第32．委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第32、お諮りいたします。議案第1号平成22年度平生町一般会計補正予算から議案第25号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまでの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第25号までの件については、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、3月17日午前10時から開会いたします。

午後3時40分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 大 井 哲 也

署名議員 岩 本 ひろ子

平成23年 第2回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成23年3月17日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成23年3月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成22年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成22年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成23年度平生町一般会計予算
- 日程第7 議案第6号 平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 平成23年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第8号 平成23年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第9号 平成23年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第11 議案第10号 平成23年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 平成23年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 平生町書類送達に関する条例等を廃止する条例
- 日程第16 議案第15号 例規の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第17 議案第16号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 平生町老人医療事業特別会計条例を廃止する条例
- 日程第20 議案第19号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第20号 平生町基金条例
- 日程第22 議案第21号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第22号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第23号 平生町心身障害者福祉作業所等の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第24号 田布路木老人集会所等の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第25号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に

## ついて

- 日程第27 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第28 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第29 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査
- 日程第30 議案第26号 平成22年度平生町一般会計補正予算

## 本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平成22年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成22年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成23年度平生町一般会計予算
- 日程第7 議案第6号 平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 平成23年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第8号 平成23年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第9号 平成23年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第11 議案第10号 平成23年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 平成23年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 平生町書類送達に関する条例等を廃止する条例
- 日程第16 議案第15号 例規の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第17 議案第16号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 平生町老人医療事業特別会計条例を廃止する条例
- 日程第20 議案第19号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第20号 平生町基金条例
- 日程第22 議案第21号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第22号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第23号 平生町心身障害者福祉作業所等の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第24号 田布路木老人集会所等の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第25号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に

ついて

- 日程第27 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第28 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第29 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査  
日程第30 議案第26号 平成22年度平生町一般会計補正予算

出席議員(12名)

1番 河藤 泰明君	2番 大井 哲也君
3番 岩本ひろ子さん	5番 田中 稔君
6番 淵上 正博君	7番 藤村 政嗣君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 吉國 茂君	11番 平岡 正一君
12番 河内山宏充君	13番 福田 洋明君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 藤田 衛君 書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山田 健一君	副町長 .....	佐竹 秀道君
教育長 .....	高木 哲夫君	会計管理者 .....	岩見 求嗣君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 .....			吉賀 康宏君
総合政策課長 .....	角田 光弘君	町民課長 .....	安村 和之君
税務課長兼徴収対策室長 .....			弘中 賢治君
健康福祉課長 .....			河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長 .....			中本 羊次君
建設課長 .....	洲山 和久君	佐賀出張所長 .....	山本 俊明君
学校教育課長 .....	福本 達弥君	社会教育課長 .....	木谷 巖君
財務班長 .....	石杉 功作君		

午前10時00分開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において田中稔議員、淵上正博議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．議案第1号

日程第3．議案第2号

日程第4．議案第3号

日程第5．議案第4号

日程第6．議案第5号

日程第7．議案第6号

日程第8．議案第7号

日程第9．議案第8号

日程第10．議案第9号

日程第11．議案第10号

日程第12．議案第11号

日程第13．議案第12号

日程第14．議案第13号

日程第15．議案第14号

日程第16．議案第15号

日程第17．議案第16号

日程第18．議案第17号

日程第19．議案第18号

日程第20．議案第19号

日程第21．議案第20号

日程第22．議案第21号

日程第23．議案第22号

日程第24．議案第23号

日程第25．議案第24号

日程第26．議案第25号

議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成22年度平生町一般会計補正予算から、日程第26、議案第25号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまでの件を一括議題といたします。

本件に関し、3月9日の本会議において関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。吉國茂総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（吉國 茂君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成23年3月9日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、繰越明許費、債務負担行為、地方債、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第2号、議案第4号、議案第5号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用、これも以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第6号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号及び議案第15号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、これも以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第24号及び議案第25号につきまして、3月14日、委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号、議案第4号、議案第5号中所管事項、議案第6号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号及び議案第15号中所管事項、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第24号及び議案第25号につきましては、すべて全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号中歳入全般については質疑はありませんでした。

歳出については、総務費の税務総務費で、町税還付金の内容について質問があり、法人町民税については、決算で予定納税額を下回るときに還付が生じ、2月末現在で21件、個人住民税については、所得税の還付を受けると、個人住民税にも還付が生じ、2月末現在で37件あったことにより、当初予算に対して不足が見込まれるので補正をするものであるとの説明がありました。

議案第2号、議案第4号については、質疑はありませんでした。

議案第5号中所管事項のうち歳入全般については、新年度における、ふるさと納税の取り組みについて質問があり、ふるさと納税は今年度が3年目で、納税額は年々減少している。納税された方へは町から礼状を差し上げており、平成23年度においても引き続き取り組んでいくとの説明がありました。

地方交付税について、県との協議はしているのかとの質問があり、県と協議し、見込み額を予算計上しているとの説明がありました。

歳出については、総務費の交通安全対策費では、交通安全施設整備について、黒羽根から尾国までの街路灯設置の全体計画はどのようになっているか。また設置に係る塩害対策は考えているのかとの質問があり、平成23年度は黒羽根から秋森にかけて5基設置し、平成27年度までに秋森から小郡にかけて全体で24基設置したい。塩害については対応を考えていきたいとの説明がありました。

また、若者定住住宅付近の交通安全施設対策の計画はあるのかとの質問があり、以前から県に要望しており、地元警察や県の交通安全対策の担当課等と協議しているが、交通安全施設の設置は難しい状況であり、今後も引き続き要望していきたいとの説明がありました。

民生費の老人福祉総務費では、老人福祉センター登記手数料の内訳についての質問があり、分筆登記がされてない9筆のうち、6筆の境界確認に230万1,000円、分筆登記に9万円、所有権移転3件分24万7,000円を合わせたものであるとの説明がありました。

また、介護サポートタクシー事業の内容についての質問があり、要支援、要介護認定者を対象に外出の支援を図るもので、1件当たり500円分のチケットを年に24枚支給するものである。利用率を見込んで予算計上しているとの説明がありました。

保育所運営費では、病児・病後児保育負担金の内容についての質問があり、光市の梅田病院で、生後3カ月の乳幼児から小学校3年生修了までを対象に実施されており、平生町の方が利用する場合は2,000円の利用料がかかるとの説明がありました。加えて、柳井地区でも早急に取り組んでいただきたいとの要望がありました。

衛生費の予防費では、子宮頸がん予防ワクチン接種事業の対象者はどうなるのかとの質問があり、中学校1年生から高校1年生が対象であるが、ワクチンが不足しているため、平成23年度においては、高校2年生まで対象となるとの説明を受けました。

環境衛生費では、太陽光発電システム設置事業費で、設置業者を町内優先にできないのかとの質問があり、町内に限定すると資材や足場関係など総合的にコストが高くなるという判断で、町内に指定をせずに対応していきたいとの説明がありました。

消防費の非常備消防費では、消防団の女性の登用は考えているのかとの質問があり、消防団員の全

体的な確保の中で女性の登用も検討していきたいとの説明がありました。

議案第6号及び議案第11号から議案第14号までについては、質疑はありませんでした。

議案第15号については、監査委員の事務局はどこに置くのかとの質問があり、町監査委員条例に事務局設置を規定するもので、事務を担当するところはこれまでと同様であるとの説明がありました。

議案第16号から議案第20号までについては質疑はありませんでした。

議案第21号については、国民健康保険運営協議会の委員について、「4人」を「3人」に改めるとなっているが、どの委員が減員となるのかとの質問があり、委員は、被保険者の代表4名、保険医または保険薬剤師の代表4名、公益代表4名からなっており、それぞれの代表から1名減員するとの説明がありました。

議案第23号から議案第25号までについては、質疑はありませんでした。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（柳井 靖雄君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成23年3月9日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号及び第5号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第3号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第14号及び議案第15号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。及び議案第22号につきまして、3月15日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第3号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第14号及び議案第15号中所管事項、及び議案第22号については、全会一致で承認することにいたしました。

議案第5号中所管事項については、賛成多数で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

議案第1号中所管事項について、土木費では、住宅・建築物耐震化促進事業補助は、今後も事業を継続していくのかとの質問があり、平成23年度も同額を予算計上している。申請がないのは、補助額が低いためでないかと思われるが、広報等で制度を周知していきたいとの説明を受けました。

諸支出金では、県の水価安定事業の補助金の今後の見通しについて質問があり、県は、平成

23年度までは現行どおりだが、その後については状況を見ながら判断していくとのことでした。引き続き維持してもらうように要請を続けていくとの説明がありました。

議案第3号については、質疑はありませんでした。

次に、議案第5号中所管事項については、農業費の農業振興費で、ミカンバエ防除対策事業の対象農園の面積はどのくらいかの質問があり、伐採対象面積約3,000平米のうち、2,400平方メートルを予定しているとの説明を受けました。

林業費では、林業総務費で、有害鳥獣対策について、狩猟免許や猟銃免許所有者の確保対策をどうしていくのかとの質問があり、わな猟の免許取得については、5名を計画している。猟銃免許は、免許を取得しても銃の規制が厳しいことから、ふえていないのが現状である。できるだけ狩猟者を確保するために個別にお願いをしていくとの説明がありました。

さらに、4月以降にイノシシ駆除を委託する方の確保はできているのか。また、イノシシ駆除の作業中に、けがをされたと聞いているが、そういった場合には、町として、どう対応されるのかとの質問があり、委託については引き続きお願いをし、事故に対してはきちんとした対応ができるように措置をする。また、柳井圏域の首長の連絡協議会で有害鳥獣対策について協議し、近隣の市町とも連携しながら対応していきたいとの説明がありました。

土木費では、道路橋梁維持費の団地内道路整備補助の内容について質問があり、メゾン中隅田自治会から要望があり、住宅団地内道路整備の要綱に基づいて、事業費の3分の1を補助するとの説明を受けました。

教育費では、修繕を予定している遊具とは、どのようなものを対象としているのかとの質問があり、小学校と幼稚園の遊具で、毎年1回行う点検で指摘されたものを対象に修繕を行うとの説明を受けました。

議案第7号については、簡易水道を上水道と統合する計画が進められているが、統合後の町からの繰り入れの見通しについて質問があり、簡易水道の財産調査を行い、負債もある。水道企業団も水道料金の収入だけでは財政的に厳しいことから、町からの繰り入れが必要ではないかと考えられるとの説明を受けました。

議案第8号については、田布路木までの管渠布設はこれから何年くらいかけてやる計画なのかとの質問があり、国道に推進工法により管渠を布設するため工事費も割高になることもあり、未定であるとの説明を受けました。

さらに、工事する地域をどういう基準で決めているのかとの質問があり、認可区域内で住宅戸数の多いところや、効率性、地域バランスを勘案しながら推進しているとの説明がありました。

議案第9号については、質疑はありませんでした。

議案第10号については、佐賀地区浄化センターの管理費を節約していくために、汚泥の減量化

と、処理水の放流先を検討する必要があるのではないかととの質問があり、汚泥の減量化については、様々な方法があり、新年度で検討をしていきたい。また、処理水は施設そばの川に放流すれば圧送ポンプは不要になるので、地元とも協議していきたいとの説明がありました。

議案第14号及び議案第15号中所管事項、議案第22号については、質疑はありませんでした。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） それでは、反対討論をさせていただきます。

平成23年第2回平生町議会定例会議案に対して、議案第5号平成23年度平生町一般会計予算、議案第6号平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第13号平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算に対して反対をいたします。

それぞれの予算について、反対理由を述べさせていただきます。

まず初めに、平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算については、保険料の引き上げの問題です。この不景気の中、個人住民税は6,000万円もの減収となる中で、国保税20%減免の人が1万1,400円値上げされるなど、このような保険料引き上げに対して到底賛成ができません。これは、今までも滞納者がふえている中、短期保険証、資格証明書の発行がますますふえることが懸念をされます。

また、地方自治体の役割として、町民の生活と安全を守るという面から見ても納得ができません。

次に、平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算については、この制度が導入されて以来、私は人を年齢によって差別すべきではないと考えております。これにより、この制度に対して反対をいたします。

この2つの議案に反対することにより、議案第5号平成23年度平生町一般会計予算は、繰入金の関係で反対をいたします。議員の皆様方におかれましては、慎重にお考えの上、同意くださるようよろしくお願いをいたしまして、反対討論といたします。

議長（福田 洋明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 提案をされております議案のうち、第5号、第6号、それから第

23号について、賛成の立場から討論をいたします。

議案第5号につきましては、大変苦勞されながら、毎年、予算の編成をされるわけですが、今回の特徴は、議場でのいろんな議論が大いに反映をされているという特色はあると思います。町長は、いろいろ議会との関係で、文書や発言等でされておりますが、議会としても監視監督の機能と同時に、政策立案能力を高めて、いろいろ提案をして、予算に反映をさせていくという機能が求められておるわけですが、そういう点ではこの予算はこれらの議会の活動が取り入れられた積極的な側面がある、今回は特にそういう特色も見られると思っております。この理由については、昨年来から国の補助金事業等で小さなところにいろいろ光が当たるといふ財政措置がされて、いろいろな工夫がされてきた結果、財政運営上、若干の幅広い事業に手を出すということが出来る状況が生まれたという側面があるにせよ、議員の議会活動の側面が大いに反映されているという点では評価をいたしたいと思っております。

それから、議案第6号平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算ですが、これは賛成をいたしますが、ちょっと申し上げておかなければならないということがありますから議論を、先ほど反対討論もございましたが、この会計は大変厳しさを増してきております。結局、増税をしても焼け石に水といった感が否めない状況でありまして、この制度自身に本気で改革に取り組むと、こういう姿勢を求めていかなければ、このままいって結局会計自身の存亡の危機にこれから陥ると思うんです。そういう点での賛成はいたしますが、そういった改革を期待をしたいと、求めたいと、そういう立場からの討論でございます。

それから、議案第23号指定管理者に関する項で、この項だけ契約期間が3年と、あとはほかの関連の議案は5年になっております。これについて質疑もいたしまして、町長からも答弁をいただきましたが、なかなか納得できる理由だと私は考えておりません。

制度の必要上、賛成をいたしますが、いわゆるあたかもこの団体に問題があるかのような印象を与えるような議案の傾向が否めないと思うんです。ほかは5年、ここだけ3年という状況ですから、いろんな諸般の状況からされたことではあるうにせよ、今後、慎重な対応を求めると、こういう点は意思表示をしておきながら、賛成をいたすつもりでおります。

以上、賛成討論をいたします。各議員におかれましても、私はそういう意見を持っておりますので、各独自の判断で御判断をいただきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 反対討論をいたします。議案第17号町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例です。

昨年に引き続き、新年度も町長等の給料を削減しようという議案でございます。これは、私はこれまでこの議案には反対をしてまいりました。今回、こうして反対討論に立つ理由は、改善を促し

たいという立場からです。町長におかれましては、今度、4選の改選をされて、その直後の議会ですから、これをすぐ選挙で再選をされたらもとに戻したという批判は免れないという側面から出されたとは思いますが、いずれ早い時期に機を見てこの条例の廃止をされることを促すと、そういう意味から、私の意見も述べまして、反対の理由を申し上げました。

先ほど申しましたように、この議案につきましても、私の意見はこうでございます。各議員さんの独自の御判断で採決をしていただきますようお願いをいたします。

議長（福田 洋明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、分割して採決いたします。

まず、議案第1号平成22年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算及び議案第3号平成22年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算の件を一括起立により採決いたします。議案第2号及び議案第3号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号及び議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算の件を起立により採決いたします。議案第4号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成23年度平生町一般会計予算の件を起立により採決いたします。議案第5号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算の件を起立により採決いたします。議案第6号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成23年度平生町簡易水道事業特別会計予算から議案第11号平成23年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算までの件を一括起立により採決いたします。議案第7号から議案第11号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第7号から議案第11号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算の件を起立により採決いたします。議案第12号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。議案第13号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平生町書類送達に関する条例等を廃止する条例から、議案第16号附属機関

の設置に関する条例の一部を改正する条例までの件を一括起立により採決いたします。議案第14号から議案第16号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第14号から議案第16号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議案第17号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第17号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平生町老人医療事業特別会計条例を廃止する条例の件を起立により採決いたします。議案第18号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第18号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議案第19号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第19号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平生町基金条例から、議案第22号平生町営住宅条例の一部を改正する条例までの件を一括起立により採決いたします。議案第20号から議案第22号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第20号から議案第22号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号平生町心身障害者福祉作業所等の指定管理者の指定についての件を起立により採決いたします。議案第23号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のと

おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第23号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号田布路木老人集会所等の指定管理者の指定についての件を起立により採決いたします。議案第24号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第24号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についての件を起立により採決いたします。議案第25号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第25号の件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第27、同意第1号

議長（福田 洋明君） 日程第27、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

まずもって、去る3月11日午後発生をいたしました東日本大震災の犠牲となられました方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、被災地におきまして不眠不休の救助・救援活動に当たっておられる方々に対し、深く敬意を表するものであります。今、戻るべき家を失ったり、危険の中で避難を余儀なくされている人々の苦痛や不安を思えば胸が痛みます。我々も一地方自治体としてはもちろんであります。日本国民として、被災地域の方々が1日も早く普通の生活に戻れますように、さまざまな形で支援をし、激励をしてみたいと考えております。

さて、去る3月9日に御提案申し上げました数多くの議案につきまして本会議並びに常任委員会でも慎重に御審議賜りましたことをまずもって厚くお礼申し上げます。

そしてたゞいまは予算13件、条例9件、事件3件につきまして御議決を賜りまして誠にありが

とうございました。

新年度におきましては、第四次平生町総合計画の初年度となることもあり、まちの将来像である「人とまち「きずな」でつなぐ元気な平生」の実現に向け確実な一步を踏み出していきたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは人事案件2件でございます。

それでは同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登載された事項に関する不服申し立てを、長とは独立した中立的、専門的な立場から審査決定するという重要な任務がございます。本町の場合、長迫の松田宏治さん、喜多の久保徳行さん、そして秋森の下祢義彦さんの3名の方を選任させていただいておりますが、そのうち下祢義彦さんの任期が3月22日で満了となります。下祢氏は、昨年5月に急逝された銭廣英男氏の後任として、同年6月25日から約8カ月間、その残任期間につきましてお務めをいただいたところでございますが、引き続いての御活躍をいただきたく再度選任したいと存じます。下祢氏の略歴は別紙として添付いたしておりますが、隣町での長い行政経験から、地域感覚、固定資産関係にも精通をされた方でありまして、さらに愛町精神にも富んでいることから、適任者であると判断をいたし、地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いするものであります。

以上で、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申しあげたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申しあげます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

#### 日程第28 諮問第1号

議長（福田 洋明君） 日程第28、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） ただいまは平生町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして御同意を賜りまして誠にありがとうございました。

続きまして、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

本町の人権擁護委員は御承知のとおり、新開の中嶋一成さん、土手町西の五味洋子さん、そして上組の中尾一真さんの3名でございますが、このうち、平成17年から御活躍をいただいております中嶋一成さんの任期が平成23年6月30日で満了となります。中嶋氏には2期6年間お務めをいただいておりますが、これまでの御活躍に鑑み、再度法務大臣に対し候補者として推薦をいたしたいと存じます。中嶋氏の略歴は別紙として添付しておりますが、大手総合化学メーカーに勤務され、人事管理部門に精通をされた方でありまして、平成18年11月からは本町の代表監査委員としても御活躍をいただいているところであります。

人権擁護委員は、国民の基本的な人権の擁護とすべての権利や自由な人権思想の普及及び高揚に努める使命が課せられているわけございまして、中嶋氏につきましては、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられますので適任と考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、町議会の御意見をお聴きいたすものでございます。

以上で諮問第1号につきましての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えしたいと存じますのでよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思います。これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決

しました。

これより諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第29．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（福田 洋明君） 日程第29、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から、お手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。議事堂で全員協議会を行います。全員協議会が終了次第、再開いたします。

午前10時49分休憩

.....

〔全員協議会〕

.....

午前10時53分再開

議長（福田 洋明君） それでは、再開いたします。

・ ・

日程第30．議案第26号

議長（福田 洋明君） ただいま町長から議案第26号平成22年度平生町一般会計補正予算が提出されました。これを日程に追加し、日程第30として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号を日程に追加し、日程第30として議題とすることに決しました。

日程第30、議案第26号平成22年度平生町一般会計補正予算の件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほど御提案を申し上げました人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、御承認を賜り、また、ただいまは追加日程の御承認を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、上程させていただきます議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第26号平成22年度平生町一般会計補正予算であります。補正額といたしまして、300万円を追加いたしまして、予算総額は50億4,518万2,000円となるものであります。このたびの補正は、本日の冒頭におきまして御説明させていただきましたように、東北から関東にかけて発生をいたしました東日本大震災における被災地に対しまして、本町といたしましても一日も早い復興の一助になればという思いを込めまして、見舞金をお贈りしたいと考えているものであります。

金額の算出根拠といたしまして、町民一人当たり200円程度を考えておりまして、人口といたしましては1万3,000人あまりではございますけれども、300万円を東北地方太平洋沖地震災害見舞金として、寄附金として計上させていただくものであります。なお、支出先につきましては、山口県町村会を通じまして、全国町村会へ送らせていただき、被災地の支援等に活用していただくというものであります。歳入につきましては、財政基金繰入金として、財政基金を充当するものでございます。

以上をもちまして、議案第26号の提案理由説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議を賜り、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第26号平成22年度平生町一般会計補正予算の件を起立により

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第26号の件は原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたします。

これにて平成23年第2回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時58分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 田 中 稔

署名議員 湊 上 正 博